

育 教 治 政

特 240

379

ト ツ レ フ ン パ

册 三 十 第

通 俗 遭 難 記 實

編 社 報 時 新 革



始



特 240
379

欠

欠

して歸省致度存じ、同月二十六日、川路利良の内命を受け、同縣士族大山勘助へ、歸省の願書差出候處、即刻許可相成り、探索等精々心を用ひ、且つ私學校人員、入校志願の者を離間いたし候様、其他の儀共は、末廣等の指令に従ふべき旨承知致し、尤も集會等に、一切關係不致候事

一 同日より翌二十八日迄、銘々發程、明治十年一月中旬に至り鹿兒島へ着し、前件探偵等も不相
 中、密謀發覺し、總に御捕縛に逢候事 右之通相違不申上候以上

明治十年二月七日

前田素志指印、高橋爲清指印、柏田盛文指印、松下兼清指印、西彦四郎指印、



鹿兒島縣第一大區二小區十番地居住士族 野村好醜嫡子 野村綱
 自分儀、舊宮崎縣廢合の末、宮崎學校處分の事も有之、舊學校弟子九名方向取定め爲め、明治九年十二月五日方同伴當地出發、同二十八日着京、其時分、紛々、鹿兒島動搖の風聞有之、國家の爲め不都合の儀と思込み、同三十一日大久保内務卿へ、鹿兒島表の說、路頭に紛々と有之、自ら上等社會に於ては、確實御熟知の御事とは乍存、路頭の說の様有之候ては、甚だ不都合の始末故、私儀も委しくは不存候得共、御聞被成度候はゞ可致出頭との趣、郵便を以申遣候處、十年一月三日

参り吳候様申來り、罷越候處、前書の始末如何と、被相尋候に付、成程一時は、壯士輩競ひ立候得共、十一月下旬方より靜定の向にて、自分出立の砌は穩に候。若し路頭の說にて、政府處分を誤る事有之候て者、實に爲國家不容易次第に有之候旨、申演候處、此末は如何成り立つべきや、如何が處分然るべきやと、被申候に付き、之は私共の見に及間敷、相答候處、先づ鹿兒島私學校は、一體、政府の爲めに、一大腫物の如し、仍て我輩の工夫には、盛大なる學校を設立し、少年輩をして學問の方向を定めしめ、同校人數を離間し、諸郷にも同様着手いたし、漸次腫物を小さくするに如すと承り候事

一 同二十九日、申來候に付、罷越候處、三十一日の飛脚船より出立候様、尤も鹿兒島の人氣は、起りさめ仕易き國柄故、兎角二三月頃が懸念に被思、且つ陸軍省より彈藥等取寄候手都合も有之、通例の事なら、郵便又は電信より被申越度、而して動搖甚敷時分は、乍御苦勞、直に駈付け呉れ度其節は郵便は止り、電信は切るゝに違ひはなし、其上陸軍等の用意は、成程非常に備ると云もの、確たる報ならでは、人民の騒ぎにも相成る事故、其節は直に駈付け呉候様、殊に警視廳よりも、探索差出し有之候、皆必死の覺悟にて、先き達て出立せり、暴發等の節は、自ら大小爲す所あるべしと、懇々被申演候に付、其意は畢竟、主任の人を斃すか、又は火藥庫へ火差入る等の事にて、隨分

仕果すべくと酌受け、左様の事なら承知仕候旨、相答へ候處、金百圓、報知の路費として被差出候に付、受納いたし、而して、此度貴公の事は誰も知らぬこと故、其段は深く可差含、尤先達て差出候探索人名は是なり、爲心得とて、半切紙に書きたる人名を出されたり。一見するに、何等警部、或は何等巡査、或は書生の肩書と、郷名有之候、其書面は、警視廳より廻り來りたるものにて候事

一 同年一月三十一日東京出立、神戸より迎陽丸に乘組み、歸縣候處、中原尙雄等、警視廳より内諭の次第發覺いたし、御捕縛相成候段承り、自分に於ても、前書承知いたし候件々、彼等右次第に付ては、今更着手の道無之、大書記官田畑常秋へ大略申出、深重の處は包藏いたし居候。再び御曉出相成り、第一分署へ差廻され、猶御取調の末、前件形行申出候事 右之通相違不申上候以上

明治十年二月十三日

野村綱摺印

とぞ有りける。斯くまでに謀りたる欺罔の文書も、怎で兵を擧ぐるの名に適ふべきや。其を如何にと云ふに、假に暗殺の事を以て實なりとせよ、中原以下の二十人は被告にて、大久保川路の兩公は、其連累人ならずや。西郷は宜しく、被告連累もて、此人々を相手取り、理非を法廷に對決して、至當の裁判を仰ぐべきこそ、理りなれ。去るを、此事を以て、兵を擧ぐるの名とするに足れりとして、天下後世をも欺き果せんとせしは、憐れにも亦淺はかなる次第ならずや。

去れば、時をも知り、理をも辨へたる具眼の士は、一見して欺罔の文書たるを知り、其奸計を看破せざるは無く、既に我東京日々新聞の記者も、其誣罔に出でたる確證を論じて云へらく、西郷等をして、中原諸人の口供より、恨を政府に懐き、曲直を兵に問ふべしと決心せしめたるならば、第一着に中原諸人を糺弾し、其口供海印を得て、夫より戦理を公布し、兵士を募集し、彈藥を掠奪してこそ、順序を立つべけれども、其事實は之に反し、一月卅一日に彈藥を奪ひ、二月三日より五日までに、中原諸人を縛し、八日に口供を強ひ、十二日に戦理を公布したるに非ずや。是戦理を見るに先ちて、戦端を開きたるなりと、切論したりき。

此時政府は、時日移さず、謀叛の次第を天下に公達し、總督有栖川宮よりも、征討の御趣意、並に口供の詐偽たるを、觸れ示されしかども、不平の士族、或は僻遠の人民等にして、只何と無く西郷を信する者は、此口供を信實なりとせしも有り、或は、心に其偽りなるを知れども、好き機會として壯年輩を煽動せしもあり、或は、口供の虚實の判じ難きより、仲裁論を主張するも有りて、此偽口供の爲に、天下の人心を、信偽の間に迷惑せしめ、今度の征討に、幾分の妨害を與へたるも、亦少からずと申すべし。

尋で官車は、賊兵と肥後に相支へ、勅使鹿兒島に下向ありて、中原以下二十人の者を請取て、東京

へ護送せられければ、世人は、此等の人々が、命生きて歸りたらんには、口供の信偽も分るらめ、政府は如何の處置をせらるゝぞと、目を刮り頭を延べて、待ち居たるに、法理上よりは被告の委なり、怎で不問に置かるべき、大審院なる臨時裁判所に於て、大山綱良の引合として、中原以下二十人を呼出され、逐一に糾問ありければ、口供の虚構たりしは、益々明らかに知られけり。

然れども、此法廷には、我々新聞記者の傍聴も叶はず、審判の如何は、洩れ聞ゆべき様もあらざれば、百方探訪に力を盡し、或は親しく其人に就きて、當時の景況を聞き、或は信用すべき書類等に據りて、之を遭難記實の一編として、我日々新聞の紙上に掲げたるは、世人の普く知る所なり。誠に此編たるや、天下の人をして、叛人の譏誣を明知せしむるのみならず、併ながら、後世歴史家の一大材料ならんか。既に我新聞紙上に登載すと雖も、一日數行に過ぎず、他日に散逸して零紙斷簡と成る、亦本意ならねば、更に之を収集して一卷とし、遭難の事實を順次に叙述して、其口供の強迫に出で、兵を擧るの名に背くを證し、併せて中原以下二十人の節義を表す、編者の微意如此のみ。

中原尙雄は、薩摩國伊集院郷の士族にして、去る明治六年の頃は、東京に在りて、少警部の職たりしが、征韓の議破れて、西郷を始め、桐野利秋、篠原國幹なき、各々職を解きて歸國するに及び、中原も素より征韓の主論なれば、同志の者四五名と相謀り、既に斯く相成りては、征韓の議再び行はるゝとも覺えず、一とまづ官を解きて國に歸り、時の來るを待つべしと、職を辭して鹿兒島にぞ歸りける。

明れば明治七年に至りて、廟議征臺と一決し、鹿兒島にも兵を徴されければ、中原は、徵集隊四番小隊の半隊長と成りて、東京に馳せ登り、其年の三月、臺灣へ打渡り、數度の戦ひを経て後、交代の兵到着しければ、歸朝して鹿兒島に歸りしが、此頃より私學校黨の者共が、猥に暴威を振ひ、政府を罵り、官吏を誹議し、少しも憚る氣色なきを見て、中原は、大に其舉動を非とし、親戚朋友などには、務て名分大義の在る所を説き、私學校の論を排斥せしかば、私學校黨も、此事を知りて、竊に中原を憎み居たり。

或る日、友人の何某、中原の宅を訪ひ來り、咄の次に、御邊は未だ知らざるや、臺灣出張中、我兵隊の交代して、國に歸らんことを主張せしとき、留臺の説を唱へしものは、悉く方向を誤り、隊を御するの道を失ふたる者なれば、決して私學校に入門を許すべからずと、西郷先生を始め、校中の議論一決したりと、淵邊軍平の我に語れりと、申しければ、中原は心中に、今我より頭を下げて、彼等に服せば、喜んで入校を許すべけれど、爰にて大義を誤る時は、末代迄の汚名を蒙るべし、況や一個の丈夫にして、一二の有力者を妄信し、倚て事を做す我ならんやと意を決し、去る明治八年に國を出で東京へ上り、幾程も無く、警視廳の十四等出仕に拜し、去年秋の暴舉にも、石州口へ出張して、平定の後歸京せしが、國元の朋友より寄せたる書狀に、即今私學校黨益々勢強く、伊集院郷の如きも、始めは其黨に入りし者は、僅に五六人なりしが、肥長の暴發より過半は一味し、中原の親戚朋友にても既に入門したる者ありと、書き送りたるを見て大に憂ひ、他人は兎もあれ、我郷中の親戚朋友に、方向を誤らせては残念なり、如何はせんと思案せしが、爰にて物思はんより、寧ろ歸縣して、而り説論せばやと決心し、歸省の願書を差出さんとする折から、園田長輝、末弘直方の兩人が、風と中原の宅へ來り、中原に向て申しけるは、我等先年は佐賀の亂に、今年は山口の暴發に、兩所とも出張を命ぜられ、親しく巨魁鞠問の席に預りて、其企ての起原並に脅従の士族が申立をも傍聴せしに、皆一定の見識なく、猥に二三の巨魁を妄信して、由なき謀叛に組したるより、身を殺し家門を恥しめ、千歳

の後までも、國賊の汚名を貽すに至るは、無智の爲とは云ひながら、誠に憫れむべき次第なりと、感慨の情やる方なく、顧みて我鹿兒島の狀勢を思へば、即今私學校黨の振舞も、常に替りたる事のみ多く、萬一の事あらば、矢張り此等の士族と同じく、一二巨魁の爲に方向を誤り、身を殺し家を滅すもの少からざるべしと、其席に在りながら、覺えず嗟嘆に堪へざりしが、今日に至りて、國元の様子を聞くに、擅に兵器彈藥を買ひ集め、諸郷の區長を廢して、城下士族にて巨魁の名ある者を選びて之を任じ、勢ひ漸く熾んなる聞えあれば、此際に當り、親戚朋友が巨魁に脅かされ、家門を恥かしめ一身を殺す等の事ありては、誠に遺憾の事なるべし。依て我等兩人は、急に歸縣して、一應説諭すべしと思ひ、今日しも末廣と申合せ、其手續に決したりとの詞を聞き、中原は大に喜び、其は期せずして三人の心合體せり、我も先頃より云々の心組なりと、兼ての素志を語り、去らば諸共に歸縣せんと、約束してぞ歸りける。

此時、同じ鹿兒島縣の人にて、警視局に奉職する菅井誠美、西彦四郎、野間口兼一、安樂兼道、高崎親章、土持高、松下兼清、樋脇盛苗、前田素志、伊丹親恒、其外同縣の諸生にて、東京に留學する田中直哉、大山綱介、柏田盛文、猪鹿倉兼文、平田宗質等も、俱に志を同うして、共に歸縣すべしと決しける。夫より警視官の人々は、一同に歸省の願書を差出さんとせしが、當節柄、斯く十人に餘る

人數が、一時に歸省せば、長官の疑念も如何あらんと、横大警部大山綱昌に就きて、其心事を開申し旅費として月給四ヶ月分、前借致し度と願ひければ、大山氏は、形の如くに取計らはれ、各前後に東京を發足せしは、昨年十二月の事なりき。

其中に中原は、同月廿八日、玄海丸に乗り込みて横濱を出帆し、旅中に歳を迎へて、本年の一月十日、薩摩國千代にぞ着しける。其夜は、申木郷なる親類の長平八郎方に一泊せしに、平八郎も、久し振りの對面なりと、夜深るまで四方八方の物語りせし中に、平八郎は、扱も此ごろ私學校黨は、勢ひ益々振ひ、誰にもあれ入校せざる者は、牛馬の如くに云ひ罵り、加之、銃器彈藥は公然と買ひ上げ東京より歸縣せし者は、何人を問はず、政府の間諜なりと、其親戚朋友も交を絶ち、甚しきは、途中にて出逢へば、石を投げ唾を吐き掛け、其亂暴なること、譬ふるに物なし。御邊が斯る折に歸省せしは、誠に危き次第なり、能々用心し、構へて不慮の禍に罹らるゝなど、逐一の物語を聞き果て、中原は心中に、先きに東京にて聞しよりは、甚しき景況に立至りたりと思ひ、翌十一日に、平八郎の宅を出で、市來郷なる大久保規正の宅へ立寄りしに、此規正は、弟の一郎と共に、先年警視廳に奉職せし者なれば、中原を見て申しけるは、我等兄弟は、曾て警視官たりし故か、内命を受けて歸國し、私學校の事情を、東京に通知する者なりと云ひ、親戚朋友より、日ごろ懇意なる郷中の者も、一人とし

て往来せず、誠に是非なき形勢に相成りたりと、涙を流しての長物語に、中原も共に涙を催し、如何さま猜疑の深き輩なれば、然る事も有んなれど、決して方向を誤り、是迄の節操を、一朝に無にせらるゝなど、懇ろに申し置き、私宅へこそは着しけれ。

一二の親戚は、中原の歸省せしと聞き、其の内に訪ひ來りしが、其他の朋友等は影だに見せず、途中に出逢ふも、聲さへ掛ざれば、扱こそ平八郎や、規正の語りしに違はざりきと思ひ、夫より段々と様子を聞くに、伊集院郷にては、私學校へ入りし者は四百餘人にて、唯坂本六郎の類のみ、組せずと云へり。

其後四五日を経て、中原は、親戚の家へ到らんと家を出で、四五丁も來りしと思ふ折から、後ろより家僕が、速しく走り來りて、只今御客の候ゆゑ、是よりお歸りあれと申しければ、中原は急ぎて歸宅するに、來客と云へるは中原太郎兵衛、宇田祐輔の兩人なれば、直に座敷へ請ひ入れ、一別以來の挨拶も終り、酒なき出して饗する内に、太郎兵衛は餘ほど酔も廻り、中原の方へ膝すり寄せ、御邊の歸國せしは、察するに政府の聞者ならん、憎き奴かなと云ひさま、中原に飛び掛りて、喉を締めけるを、中原は少しも騒がず、殺さば殺せよと云て、敢て手向はず、暫くありて祐輔が、傍より立ち掛りて、太郎兵衛を引離しければ、中原は居直りて、太郎兵衛に向ひ、何故に御邊は、斯く我を疑ふや

我等に於ては、間諜などをする者に非ず、一杯飲で、好く我が言ふ事を聞くべしとの詞を、聞きもあへず、再び飛び掛りしを、此度は近傍の者なき馳せ來りて、漸く二人を引連れて、私宅へ歸しける。

郷中の人氣も、斯の如き有様なれば、中原の朋友中には、早く上京すべし、如何なる禍あらんも知るべからずと、忠告せし者あれど、中原は少しも屈せず、御深切の段は忝なれど、我等は決して政府の間諜などする者に非ず、安心あれと云ひ放ち、猶も家に留りて、逢ふ人ごとに名分を説き、大義を論し、力めて方向を誤らしめざる様にと、力を盡し居しが、數日を経て、共に歸省したる松下兼清が、中原の家へ尋ね來り、今日に至りては、私學校の舉動いよく只事ならず、既に我郷の高長逸見十郎太が、此ごろ戸長一同を呼び寄せて申しけるは、方今魯西亞、土耳其の兩國戦端を開き、容易ならぬ形勢と承りたり。抑も魯西亞は、我日本と壤を接したる一大強國にて、常に涎を我國に流すは天下の人の知る所なり。然ば此機に投じて、如何なる餘波の及ばんも知るべからず、斯る外患の迫り來るこそ、志士の國に殉ずる時なれば、豫め其意として、スナイドル銃八十挺を、郷用金にて買ひ入るべしと、暴威に任せて論ずるを、戸長の一同は、心得ぬ處分かなと思ひ、朝命なくして郷用金を使ひ候ては、郷中の者も不平なるべし、此儀は容易に叶ふべくも思はれず、と答へしかば、逸見も是非なく、然らば縣廳より、追て指令するまで相待つべし、と云ひ置き歸りたり。跡にて戸長は、再度

の返答に苦しみ、如何はせんと、我等に相談せしゆゑ、其は以ての外の事なり、今日は、朝廷既に十の常職を解きて、海陸軍の備あり、然るを、朝命をも待たで、斯る舉動を爲すは、一切あるまじき義なれば、飽くまで逸見に抵抗し、彼等の爲に、郷中の用金を食らるゝなど、能く／＼申聞けたり。此等に據て考ふれば、如何なる企せんも知るべからずなど、物語りて、松下は立歸りける。

夫より一月下旬になりて、末弘直方も、中原の宅へ尋ね來り、互に歸國の遅くして、救ふべからざるの勢に至りしを歎き、依て直さま歸京すべきなれど、今暫く止りて、三月中旬頃に歸京すべしと、約束して歸りたり。程なく一月は過ぎて、二月二日の事なりしが、中原の朋友にて、谷口藤太と云るが、中原の宅へ來り、此度鹿兒島にて大變あり、其仔細は、磯に在る彈藥を積み込みの爲に、東京より汽船を廻されしを、私學校の壯年輩が、道を遮りて掠奪しければ、此時こそ機會なりと、私學校黨の内にて、元と陸軍の士官など勤めし者は、何か名義を設けて兵を擧んと、西郷に迫りて、評議最中なり。夫のみならず、是迄縣廳の巡查は、私學校黨の内にて、最も貧窮の士族のみ、糊口の爲に奉職せしが、昨日より新たに、強壯なる巡查百人を募り、是を以て、東京より下りたる獅子を、獵り捕んと、探索最中なりと、物語りしを聞き、中原は心中に、東京より下りたる獅子とは、我等を云へるならん。其は兎もあれ、政府の彈藥を、擅に掠奪せしは、謀叛と決せしに相違なし、然らば永居すべ

き時に非ず、一日も早く歸京せんと思ひしが、斯る折には、僞説の流傳するも圖られず、能く實事を糺して後に、出立するも遅からじと、暫く歸京を留りける。

翌三日に、親類に病人ありて、見舞の爲に其家へ行くに、他の親戚の者も來合せ、色々と物語りする内に、午後四時ごろ、谷口藤太より、使の者を以て、急に面會致したき事あれば、町家の何某方まで、御出ありたしと、申來りければ、扱は尋常の用事ならで、我を何とかする爲ならん。然りとて此場に及び、逃げ隠れせんは、卑怯の至なり、只義の爲に死を潔くし、名を全うせんのみと、心に決し、座に在り合ふ親戚の者に向ひ、各方も知られし如く、先日私學校の壯年輩が、彈藥掠奪の聞えありて、彼黨の暴發も、最はや近づきたりと覺えたり。御邊等も、好く大義に仗りて進退し、家門を汚し玉ふなよ、我も、今日の招きに應じて行かば、如何なる暴舉に逢んも知れずと雖も、只義の爲に死せんと思ふより外に所存なしと、少しも怖るゝ色なく、快く離杯を傾けて家に歸り、妻に向ひて、今は、歸宅の程も分らねば、深更に成りても待ち玉ふな、と云ひ置き、是ぞ今生の別れとなるべしと、身支度なして、を出て、永平橋へ差掛る所を、思ひも寄らぬ後ろより、捕つたりと叫びて、中原を引倒しければ、此は何故の狼藉ぞやと、起き返りて引組む處を、傍らより二十人ばかり、群々と走り來り、棒を持って打つもあり、拔刀にて恐嚇するもあり、彌が上に折重り、荒縄にて後手に縛り上

げ、前後左右に附添ひて、那處とも無く引立られしが、兼て朋友なりし兒玉軍治と云へるが、此暴徒の内に在るを見て、中原は、屹と兒玉に向ひ、何の故ありて、斯る亂暴を働くや、其譯を聞かせよと云ひしに、兒玉は眼を怒らし、如何に雄左衛門（中原の通稱なり）、汝は東京にて、警部とか云ふ役を勤むるならずや、怎で此位の事、知らずと言はすべきかと、大聲に叱り付て、一向に取合はざれば、中原も、其後は物も言はず、引るゝ儘に歩み行けば、先程より郷中の老若男女は、何事の起りしやらんと、道の傍に集り觀るもの、山の如く、其群集の中に、中原が懇意なる、伊集院郷の町人にて、與三と云へる者が、居たるを見て、中原は聲を掛け、與三どの、見らるゝ通りの次第にて、此先き我一身は、如何なり行んも知るべからず、何とぞ兩親に逢ひて、我輩の事には御懸念なく、御身の御養生こそ願はしけれと、傳へ玉はれと云へば、與三は、衆人を推しのけて進み出で、其儀は心安く思召せ、某よろしく傳へ申さんと、答ふるをも待たず、暴徒は、棒を振り刀を抜いて、見物人を追ひ拂ひ、足を早めて、地の眼と云へる處まで來りしに、向ふより、十人ばかりの暴徒出で來り、中原の目の前に立塞り、此奴が巨魁なりとよ、實に憎らしき面付かなと、様々に悪口し、夫より鹿兒島の西田町なる、警察第三分署へ着しけり。

暴徒等は内に入りて、別府晋介殿はおはさずや、と尋ねしに、折ふし別府は爰に居らず。然らば、

廣小路の第一分署へ護送せんと、再び中原を追立て行く。途中には、數多の壯年輩、銃を携へ刀を帯びて、東西に馳せ違ふ。頓て、廣小路の分署に至れば、爰にも學校黨數百人、所せましと詰め掛け居たり。暴徒は、中原を分署の内へ引き込み、未だ別府どの、參られねば、爰に待ちねと、三疊敷ばかりの所へ押し入れ、柱に繋ぎ置きたりける。

末弘直方も、中原と同時に、舍弟田中直哉及び柏田盛文と同道にて、横濱より郵船に取り乗り、國に歸りし後は、己れが住める平佐郷に在りて、日々に親戚朋友を集め、我等東京に在りて、仄に聞くに、此節私學校黨は、容易ならぬ企てありと。若し此際に至りて、大義を忘れて方向を誤る時は、千歳までの恥辱なり、我親戚朋友なるものは、能く此理を悟り、構へて、彼等に籠絡され玉ふなど、力を盡して諷諭せしが、平佐郷の士族も、大かたは入校志願の名簿を差出し、此等の説に、耳を傾くる氣色もあらざれば、末弘は、案に相違して、偏に歸國の遅かりしを歎きける。

此時までも、平佐郷にて、花房何某、三輪何某の兩人のみは、異議を唱へて入校せず、今度末弘が歸國せしと聞き、共に末弘に面會して、互ひに志を明し、萬一事あらば、我等は錦旗の下に斃れんより外に、他の志なしと奮發し、既に郷用金にて、銃器を買上げんとせし時も、花房三輪の兩人は、末弘に謀り、戸長に向つて、其事の非なるを論破し、何様の事あるも、此義は承引し難しと、云ひ張り

ける。

然れば、末弘は思はずも、此兩人の助けを得たれば、追々と郷中の朋友も、之に感じて改る所あるべしと、いと頼もしく思ひ、二月四日の事なりしが、末弘は、舎弟田中直哉と共に、伯父の廣瀬何某の宅へ行き、色々と天下の形勢並に郷中の模様などを、物語する内に、午前十時と覺しき頃、門前俄に騒がしく、脚半を着け、草鞋を穿き、手に三尺ばかりの棒を携へたるもの十人ばかり、案内も無く座中へ踏み込み來り、飛び掛りて、末弘の咽をしめんとするを、是は何事ぞと振り拂ひ、立上る處を有無をも言はず、棒にて散々に打ち据ゑられ、頭に數ヶ所の疵を負ひ、流るゝ血潮に眼もくらみ、弱る所を折り重りて、高手小手に縛り上げ、弟の田中直哉と共に、其まゝ隈ノ城の警察署へ拘引し、暫く爰に休息して、夜通しに鹿兒島城下へ引立て、同じく廣小路の警察第一分署へぞ、送られる。

園田長輝は、一月九日を以て國に歸り、其兄寺原宗七、並に親戚松永何某、師何某(一人とも戸長)の三人を招きて、私學校の模様など聞糺し、其國法に悖りて、臣民たるの所業ならざるを説き、猶も三人に向ひて、遠くは佐賀の變、近くは熊本、萩の亂にて、我等悉くも出張の命を蒙り、平定の後、巨魁藪間の席に連りて、面たり巨魁並に、脅從されたる士族輩の口供をも傍聽せしが、何れも獨立の精神に乏しく、一隅にありて、廣く天下の形勢を知らず、只一二の巨魁を妄信して、此人より勝れた

るは無きものと思ひ、終に一身を籠絡され、家を亡ほし命を失ひ、父母妻子を流離の苦に陥しいるゝは、無智の業とは云ひながら、誠に憫れむべき次第にて、我鹿兒島の如きも、私學校黨が猥りに威を振ひ、不臣の舉動少からず、其士族は、一に西郷其外二三の有力者を、神の如くに思ひて、奴隸に安んずる風俗なれば、今にもあれ大事出で來なば、萩、熊本の覆轍を踏むは、鏡に掛けて明かなりと、感慨心に攢りしが、間も無く東京に歸りて聞くに、私學校黨は、彌々穩かならぬ形勢なりとの事ゆゑ然らば一日も猶豫すべからずと、斯く俄に歸省せりと、始終の物語りに、三人も、其詞の理あるに服せしが、奈何せん村田三介が、當郷の區長となりしより、一人として入校せざるは無く、我等も既に入校したれば、今さら退かば、如何なる目に逢ふも知るべからず、御邊の歸國の遅かりしこそ、返すべくも残念なりと、頗る後悔の色ありける。

是より後は、朋友の者一人も問ひ來らず、皆是村田三介の、留めて往來せしめざりしなりとぞ聞えし。然れば園田は心中に、斯ては逆も我説の行はるべき見込なし、一日も早く歸京せんと、一月廿五日に家を出立して出水郷に到り、野間口兼一に面會して、其郷の模様を聞に、戸長何某は役を辭して私學校黨に組せず。彼は云々なり、此は云々なり杯物語る内に、末弘直方も、期せずして來會し、園田の歸京を聞きて、其は餘りに早し、歸省の日限もまだ満たねば、三月上旬に成りて俱に歸京すべし

と勧めければ、園田も幸ひ痔疾に惱み居る折にて、然らば我も其間に、温泉に行きて療治せんと、再び取て返し、温泉に永く逗留し、二月三日の夜に至りて歸宅せしに、父は園田を遅しと出迎ひ、汝は未だ聞かざるや、一昨日私學校の壯年輩が、鹿兒島の磯なる、政府の彈藥を掠奪し、小川口内玖摩口の國境を閉ぢ、日ならず兵を擧げて、東京へ馳せ上らんと、専ら用意最中なりと聞けり。汝も早く進退を定めざれば、如何なる目に逢ふも知るべからずと、詞せはしく告ぐるを聞き、園田は愕然と驚きしが、今は奈何共する術なく、其まゝ家に潜みて、暴徒が擅に土民を使役し、兵糧杯の用意するを傍觀し、齒がみを成してぞ居たりけるに、二月二日の午前三時ごろ、烈しく門を敲く者あり。誰ぞやと問ふに、同郷の士族松下祐治と答ふ。深夜に何の用事がある、先づ入り賜へと、門を開くや否や、其後より三名の巡查ヅカ〜と入り來り、其方が園田なるか、縣廳の御用なり、尋常に繩に掛るべしと、云ふより早く飛び掛りて、園田を押し伏せ、後手に縛りて、警察第八分署に拘引しけるが、此所は早くも、私學校黨の屯所と成て、凡そ百人ばかりも、刀を帯び銃を提げて屯したり。

頓て何の徽章も無き暴徒が出來りて、園田を面前に呼出し、押柄に年齢官名などを尋ね、次に、何等の公用にて歸縣せしや、城下にては、汝の同類のもの、既に逐一白狀に及びたりと、前後も分らぬ詰問に、園田は答へて、言はるゝ趣一々心得ず、我は只實父用右衛門の病氣を、看護の爲に歸りたる

なり、公用には非ずと云ふを、暴徒は大に叱りて、汝知らずや、今度西郷先生、政府の奸臣を誅せんが爲に、薩日隅三州の義兵を擧げ、不日に攻め登らるゝ手筈なり。兎にかく汝は、容易ならぬ罪人なれば、本縣へ差送るべしと、直ちに巡查を呼出し、是に私學校黨二名を添へ、夜中に城下へ送らるゝに、折ふし雨烈しく降り出でしが、園田には、簀も笠も與へず、ひた濡れのまま追立て、午後四時ごろ鹿兒島に着し、直に廣小路の警察署へ引き入れたり。署中に充滿せし私學校黨は、何れも草鞋を穿き、脚半をつけ、園田を見て、輪の如くに取り巻き、惡口雜言し、終に傍の柱にぞ繋ぎける。

中

菅井誠美は、鹿兒島縣谷山郷の士族にて、警視廳の中警部を勤め居しが、去年十二月、同じ谷山郷の士族にて、警部補を勤むる厚地兼義と云へるが、鹿兒島より歸京し、菅井の宅へ來りて申しけるは我等今度縣地に在りて、私學校黨の舉動を見るに、熊本、萩の亂起ると聞えしより、彼輩は俄に騒動し、或は銃器を携へ、或は刀劍を帯びて市中を横行し、人心甚だ穩ならぬ有様なりしが、終に暴舉には及ざりき。去りながら、此時より私學校にては、百方手を廻し、田舎武士（方言にて城下士族

に對して、外城の士族を斯くは呼ぶとぞの入校を勧め、既に谷山郷も、松田爲徳を巨魁として、入校する者五十人に及びたり。爲徳等が煽動する言を聞くに、事成るの後は、相當の賞典祿を賜るべし、若し疑惑して組せざる者は、士族の稱を擬ぎて平民とし、出陣の節に軍陣の血祭にすべしなど、或は恐嚇し、或は甘言して欺き、御身の親戚にても、最はや四五名も入門したりと、委細の次第を物語れば、菅井は大に驚き、其は一日も捨置べきならず、何とか匡救の術も有らんと、心を苦しめしが計らずも中原等が、歸省すると聞て、共に志を語り、十二月の廿七日に東京を立ち、本年一月十二日に鹿兒島に着し、直に谷山郷の實父、佐藤夢庵の家にぞ着しける。

夫より後は、友人の訪ひ來る者も、私學校に入門せざる輩のみにて、菅井は此輩に就き、郷中の様子を聞くと、私學校黨の者は、日々に射的の演習を爲し、剩へ戸長役所の郷用金にて、擅に銃器を買ひ上げ、既に上福本村の農民共も、沸騰せし事あり。又谷山の區長は、私學校より伊藤祐高が選ばれて區長と爲り、人民の利益は扱おき、私學校の便利のみを計り、戸長長野祐通、吉井友輔、伊知地季治、平田宗城等に説きて、是非とも入門すべしと勸むるを、此等の輩は、何れも承引せずして職を退き、其跡役には、其黨與なる本田親男、平井政學、佐藤幸内等を戸長とし、憚る所なく煽動して百二三十人も入門させしが、隨に住する壯士輩（是は元の常備兵なりと）二十人は、長野平田などの

説論に依りて、一人も入門せずと云へり。

或る日の事なりしが、玄關より大聲にて、菅井殿はおはすか、私學校黨の松田爲徳、佐藤幸内、平井政學、松田操助、山下精吾の參りて候と、案内も待て打通るを、菅井は座敷に迎へ入れ、茶などを出し、色々と東國の景況など物語りせし末、夫となく私學校の舉動の非なるを論じ、大義の在る所を誤りて、家門を辱しめ、一身を誤り玉ふたと、詞靜に説き破るを、松田などはカラ／＼と打笑ひ、扱々官員に成れば、殊の外に武士氣も無くなり、愛國心も乏しくなり果て候ものかな、今の奸惡政府を目して、名分の大義のと、近頃以て片腹痛き申分なり、抑も我等が神も佛とも仰ぎ畏み奉る、西郷桐野の如き先生たちは、夙くも今の官吏が武士氣のなきを見捨て、國に歸られ、私學校を建て、壯年輩の心を結び、今にもあれ、我日本に難儀川來るならば、此軍勢を引連れて馳登り、切て／＼切り死にするまで働くべしとの趣意なり。只すや政府は擅に、士族の刀を廢し、猶も飽かで、其家祿までも取上んとし、剩へ己等が奢侈の爲に、使ひ果せし借金を國債として、日本全國を質に入れて、外國より金を借り、國勢日々に弱りしゆゑ、魯西亞は早くも此機を知り、チユルナヨフを元帥としてダニユーブを打渡り、將に樺太近く寄せたりと、新聞にも其事見えたる由、されば我も早く、東京へ駆け上りて、國難に斃るゝ覺悟なりなき、傍若無人に嘲弄して、更に承引すべくも非ざれば、菅

井も今は是非に及ず、各方の見込通りにやらるゝこそ好かるべしと、程よくあしらひて歸しける。其後、一月廿五日に、伊丹親恒、前田素志、松下兼清の人々が、菅井の宅へ來り、東京の事を色々中合せ、其夜は一泊して翌廿六日に、菅井も連れ立ちて、喜入郷なる安楽の家に到り、同郷の模様なども聞かせて、谷山へ歸りしが、二月三日の早朝に、友人の大坪信吾と云へるが馳せ來りて、昨夜私學校の人々が、海軍所轄の彈藥を、掠奪したりと告げければ、菅井も驚きて、詳しく其仔細を糺せど、大坪も聞くは知らずと答ふ。然らば、自ら行きて探り來らんと、鹿兒島へ馳せ行き、彼是と聞合せて、掠奪の手續も確と分りければ、斯くては、一日も早く歸京すべしと、三菱の支店に到りて、便船の都合を聞くに、既に本月一艘出帆せり、三四日を経ば、安寧丸の出帆有るべしと申すゆゑ、夫より裁判所の十四等出仕、小川重任の寓居へ立寄りしに、重任は、昨夜私學校黨が、彈藥を奪ひたる一件に付き、水尾檢事より、御身に談合したき事ありとて、今朝迎ひの人を出せしが、大かた行違ひしならん、其は兎もあれ、直に同道すべしと、打連れて水尾の宅へ到りしに、水尾は折ふし留守なり。菅井は再び小川の寓所に返りて、午後九時頃歸宅せんと、武ノ橋迄來りしに、私學校黨の壯士輩六七人ばかりにて、おの／＼彈藥箱を背負ひ、御船口の方に運送する體なれば、菅井は、那處へか持行くらんと、跡より二三丁も附け行きしが、路の傍より、一人突然出來りて、菅井の行先を遮り、何

處へ通るぞと尋ぬるを、菅井は左の方を指さして、此の方に用事ありと、路を左に取りて、難なく私宅へ歸りたり。

翌三日の早朝に、平田宗質其他の人々を招きて、昨夜鹿兒島にて、目撃せし事を語りしに、平田は席を進み出で、扱は彼輩の暴舉も、近きにあらんと覺えたり。御身は一日も早く發足して、變を東京に上つるべし、我等は跡に留り、成るだけは身を隠して、虚實を探り、叶はぬ時には、一命を捨んのみと、潔よく申しければ、菅井も其勇氣に感じ、然らば我は、不日に打立べし、臨機の處措を善くせられよと相約し、出立の支度も大かた整ひ、翌四日の午前二時ごろ、寢間に臥し居しに、表より隣家の松田爲徳の聲して、菅井くと呼び起せば、應と答へて起き出で、戸を開きて座敷に坐し、まづ此方へ入られよと、聲を掛れば、爲徳は入來らで、松田平七が、ツト入り來り互に挨拶する處を、跡より十八九人の暴徒、何れも刀を帶び、間の襖を蹴放ちて、無法に菅井に飛び付くを、此は何事ぞと云ひながら、先きへ掛りし一人と組で、さにも座中へ倒れる處を、上より折り重りて、厳しく繩をかけ、椽より下へ突き落し、汝の同類中原等の白狀に依て、巧みの程一々現れたりと、怒鳴り散らすを菅井は耳にもかけず、莞爾と笑ひて家の内に向ひ、御父よ／＼と呼べど返事せざれば、必らずお氣遣ひあるなと、云も終らず、暴徒は、ナニ不届なと、棒にて突き飛し、雨中を引立て、戸長所へ連れ

行き、菅井を板の間へ引据ゑ、巨魁らしきものが戸長に向ひ、此者ども、西郷大將を暗殺せん爲に、東京より下りたること發覺し、斯の如く捕縛したり。此旨管下の人々へも、觸れ示さるべしとて、途方も無き詞に、菅井も始めて驚きしが、爰にて争ふも無益なりと、物をも言はでありしに、程なく二十五人ばかり、前後左右に取巻きて、鹿兒島へ引立らる。深夜と云ひ、大雨にて道路殊にあしく、其上に厳しく縛られたれば、歩行も自由ならず、遅く歩めば、跡より、急がずやと、棒にて突き飛し、早く行けば、前なるものが、急ぐなと突き返し、路のわるき所を避けんとすれば、不届なと叫びて打擲し、衣裳は濡れて泥にまぶれ、二里半餘の道程を、打れつ倒されつ、其夜の明方に、漸く廣小路の第一分署に着き、椽の柱に繋がれたり。

野間口兼一は、十二月廿九日に東京を立立し、神戸にて春を迎へ、今年の一月に、郷里の出水郷にぞ着しける。抑も此出水郷と云へるは、士族の屋敷千二百餘戸もありて、先きに山口孝左衛門と云ふもの、私學校の選舉にて、此郷の區長と爲り、常に郷中の少年輩を集め、若し私學校に入門せずんば家祿を沒收すべしと威しつけ、或は政府の官吏を誹謗し、色々と手を換へ品を替へて、煽動しければ少年輩は何の思慮も無く、東京の官吏は柔弱にて、陸軍も百姓の團結せしものなれば、一當にも蹴破るべしと云ひ、或は外患日々に逼りて、日本は危急存亡の秋なりなど、恰も狂人に異ならず。其上

出水近傍なる官林の如きも、私學校より縣廳へ要求して、擅に其所有と成し、暴行至らざる所なれば、人みな其振舞をぞ憎みける。

去れば、野間口の歸省せし頃は、出水の士族にて私學校へ入門せしもの二百人に過ぎ、戸長竹添某は、四方を馳せ廻りて、軍備を爲す最中なれば、野間口は、朋友を宅に招き、政府施治の趣意を説き國憲の犯すべからざるを論じ、若し方向を誤る事ありては、戊辰の功勞も水の泡に歸すべしなど、言を盡して諫めければ、之が爲に大に悔悟する者もあり、又入門せんとして、思ひ留りし者も少からざりしが、何分にも狂瀾既に已に倒れて、挽回の力に乏しく、野間口は色々と苦心して、同郷の河野何某と謀り、一つの策を施さんとせし折から、二月五日の夜二時過、野間口は眠に就んと臥處に入りしに、門外より數人の暴徒、戸を打破りて寢間に亂れ入り、縣廳の御用なりと口々に呼はり、牀の上に折り重りて、難なく繩を掛け、同郷の警察分署に拘引し、明れば六日の早朝に、四人の暴徒が附添ひて、鹿兒島の第一分署に護送しける。

野間口は、熟々分署の體を見るに、數百人の暴徒、様々の打扮して、内外に充滿し、恰も軍營に異ならず。扱はいよく謀叛に決したりと、心中に思ひ、風と傍を見れば是は奈何に、中原をはじめ、互に志を合せて歸省したる同列の輩が、面部手足に疵を受け、流るゝ血潮は衣を浸して、椽の柱に繋

が居たり。此時野間口は、附添ひたる暴徒に向ひ、尋ねの筋あらば、早く糺問すべしと促す所へ、數人の暴徒出來り、此奴の首は、我こそ申受けて美事に打切るべし、否々我こそ其臍を取るべしなど、有られぬ事を言ひ罵り、高笑ひなどして居たりける。

高崎親章は、薩摩國市來郷の士族にて、先年より警視廳に奉職し、權少警部を勤居しが、昨年十一月神風連の暴發せし時に、熊本縣へ出張し、殘黨追捕の探偵として、十二月三日鹿兒島縣へ入りしに此地の私學校黨は、おの／＼兵器を携へ、軍の用意する體なれば、高崎は大に驚き、神風連の追捕は扱おき、先づ私學校黨の舉動を、彼是と探索して、夫より熊本へ歸りける。程なく同縣下も平定して東京へ歸りければ、備さに私學校黨の模様を、其筋へも上申し、退て自ら思ふに、彼等の舉動は、進も此末何事も無くて止むべきものならず、我親戚朋友も、看す／＼脅從されて、方向を誤るは、如何にも残念の次第なりと、獨り心を惱ます折から、國元より急書到着し、披き見れば、實父親廣先頃より重病にて、永く葺牀にあり、公私の事都合よくば、早く下向して看病をも致し呉れよ、との文面なれば、高崎は直に其旨を願出で、許可を受け、仰船を待て出立せんと、支度を調へ待居けるに、風と同僚の樋脇盛苗が尋ね來りて、高崎が看病の爲に歸縣すると聞き、其は好き折なり、既に我等も園田、中原、末廣等と申し合せ、歸縣して親戚朋友の、私學校黨に誤まらるゝものを説き諭さんと、議

論大かた一決せりと、申ければ、高崎は大に喜び、先きに熊本より鹿兒島へ入りし次第を物語り、我等も疾くより其志なれば、歸國の上は、相互に力を協せ申さんと、夫より園田等にも出會して、説諭の主義を語り合ひ、去年十二月廿九日に東京を發し、本年一月十一日に、市來郷の私宅にぞ着しける。

斯くて後は、日々父の側に在りて看病し、其疾ひ少しく聞なれば、郷中の友人を招き、或は近郷なる親戚の方などへ訪ひて、夫々無く説諭せしが、最はや市來郷にては、高崎令助と云へるが戸長と爲り、其他高崎親良、同親信、勝目謙吉、野崎泰助等いづれも無二の私學校黨にて、少年輩を煽動し入門せしもの凡八十人、日々に諸方へ游歩し、日曜日には砲會と名づけて、赤崎と云へる所に集會し射的の演習に餘念なく、或は市中の酒家に集りて痛飲強食し、ナンコの勝負で掴み合ふもあれば、節をかしき琉球歌に、寐夜の踏み抜けるまで踊るもありて、放蕩無頼をぞ極めける。然れば、私學校黨に非るものは、途に逢ふも目を怒らして詞を交へず、入門せざるものは、國心なしと罵り、昨日まで水魚膠漆の交りをせし人々も、一旦私學校に議論あれば、忽ち奴僕仇讎の如くに思ひ、一二の巨魁を妄信して、五大洲中に又と無き豪傑なりとし、求て逆賊の術中に陥る無智の程こそ淺ましけれ。

斯る中にも、大義を辨じ名分を守りて、志を動かさざりしは、大久保規正、同規器、同庸藏、同一郎、黒川壽五郎、中山良介、鋒立喜右衛門、戸田彌四郎等の數人にて、高崎は或る日、大久保の宅へ

訪ひしに、折ふし規正は、病に冒されて病牀に在りしが、高崎が來りしと聞き、迎へ入れて様々の物語りせしもの、高崎は膝を進めて、私學校黨の舉動、御身は如何思ひ玉ふやと申せば、規正も枕かいた遣りて起き直り、我もつらく私學校黨の舉動を見るに、去年熊本萩の變ありし時は、今にも暴發すべき程の勢なりしが、只今は大に靜りたり。然れども、此は外面より見たる所にて、其内輪は去年よりも甚しく、彈藥を製し銃器を集め、用意に油斷なき様子なれば、來る三月頃には、必らず暴發すべしと存するなり。御身も知らるゝ通り、我等兄弟は、始より大義に仗て彼等に組せず、始終國の爲に身命を抛つべき心得なれば、若し暴發等の大事出來る時には、舍弟一郎に一刀を帶ばしめ、東京に馳せ上らせて、規正が微衷を達せんものと、覺悟を極め居たりとの物語りに、高崎も其忠義に感じ、此後の事など咄合ひ、暇を告て歸りける。

其後日を経て、高崎は大に酒宴を開き、近隣の友人を私宅に招きけるに、座中の來客も、自ら私學校黨と其黨に非る者との、兩派に別れ、酒酣なるに至りては、何と無く雜談の中にも、互に相輕んずる気色ありて、果は口論に成りしが、此時、大久保規正の弟、一郎も席上に在り、私學校黨に向て大聲に、此賊等がと云ひしを聞咎め、何の仔細あつて、我等を賊と呼びしやと、詰め掛ければ、一郎は猶も高聲に、政府に抗する者は、皆賊なりと申せば、私學校黨は彌々怒り狂ひ、己れ一郎不屈者め

と、飛び掛りて、既に鬭争に至らんとせしを、高崎はじめ其座に在り合ふもの、中に立入り分け隔て、色々と言宥め、其夜は事なく醉を盡して、酒宴も頓て果てにけり。

其後ほど經て、二月三日の事なりしが、漆町の旅人宿より、使の男來りて、高崎へ宛てたる書狀を差出しけるに、表書を見れば、同縣の士族谷口藤太にて、書中には、面會して談じたき事ども有り、是非とも御光來待入候との文言なれば、高崎は何心なく、身支度なして家を出で、旅人宿へ到りけるに、谷口は一間に請じ入れ、座定るや否や、次の間の襖を蹴ひらき、六七人の暴徒が亂入して、後ろより高崎の襟を取つて引倒し、物をも云はせず、後手にくゞり上げ、前後に附添ひて、市來郷の警察分署へ拘引し、高崎の宅へも暴れ込みて、所持の手帳などを奪ひ取り、四日の午前六時ごろ、雨中に篋笠も與へず、跣足のまゝ引立て、鹿兒島廣小路の第一分署へぞ拘引しける。

榑脇盛苗も、鹿兒島に歸りし後は、常に友人を集めて、説論に力を盡す外、更に他事なかりける。私學校黨は、竊に之を知り、榑脇の門外を徘徊して、其舉動を窺ふ様なりしが、一月十七日の夜、四人の私學校黨が、榑脇の宅へ來り、座定るや否や、榑脇に向ひて、散々に悪口雜言し、果は飛び掛りて咽をしめ、或は障子を足にて蹴破り、或は襖を折り杯、亂暴言語に絶えたれど、榑脇は兼て東京を出る時に、何事も溫和を旨とし、相構へて疎暴の振舞なき様にと、申合せたる事なれば、何の遺恨な

るか知らざれど、御邊等のまに／＼せられよと、敢て手向もせず居たる折から、近隣にも此物音を聞き付けて馳せ來り、漸く四人の者を引離し、頓て自宅へぞ歸しける。夫より後は、私學校の壯年輩は毎夜の様、樋脇の門外に集り、大聲に悪口し、或は石を投げ込み、或は門の戸を破れよとばかり打敲き杯すれど、樋脇は一向に意とせず、音もせず取り合はざれば、二晩三晩にて、彼等も倦み果たるにや、其後は來らざりけり。

斯くて二十八日の夜に、樋脇は、桂宗右衛門と云へる者の宅を訪ひ、談話に時を移して、其夜は桂の宅に泊りけるが、其夜半とも覺しき頃、市中俄に騒動して、多くの彈藥を、私學校或は警察分署等へ運送するを認め、是は只事ならずと思ふ内に、果して私學校黨の少年等が、政府の彈藥を掠奪したりと、市中の取沙汰大方ならず。去れば彼等はいよ／＼兵を擧ると見えたりと、樋脇はソコ／＼に私宅へ歸り、事起らば疾く此所を脱走して、變を東京に報すべしと、竊身支度を成す所へ、二月三日の夕方に、私學校黨にて長崎壯一ほか四人のもの、打連れて樋脇の宅へ入り來り、最はや我等も、此娑婆には永く居るべくもあらず、別に酒一つ振舞ひ候へと、頻に促がして止まざれば、樋脇は頓て酒肴を調理し、六人車坐に成つて酌みかはす内に、町田秀と云へる者も尋ね來りて、共に山居に入り、様々の物語りせしが、此日はいつに無く、五人ともに穩かにて、長崎は酒機嫌に乗じて、イカに樋脇

氏聞き候へ、我等をはじめ私學校の壯年連中が、上京の事を桐野先生に逼りしに、桐野先生は莞爾と打笑、いみじくも申されたるものかな、此勢にて馳せ上らば、熊本鎮臺は朝飯前に踏み潰し、晝飯すぎには東京に打入るべしと、感稱せられたり。我等が是まで私學校に於て研究せし、國難に殉ずるま云ふ氣象を、實地に見する時節到來せりなど、失當千萬の説を吐き散らし、四人ともに、強て樋脇に酒を飲ませんとするゆゑ、樋脇は大に不審を生じ、程よくあしらひて、夜の十時ごろまで飲み続け、五人の者は暇を告げて歸りける。

此時町田は一人止りて、樋脇と共に打臥せしが、夜の一時ごろ、樋脇は不足俄に痛みを覺え、驚きて目を醒し、腫を定めて能く見れば、いつの間にか入り來りけん、大勢の私學校黨、手に／＼棒を持ち、草鞋のまゝにて枕元に立ち並びたれば、樋脇は再び驚きて起き返る所を、起し立ち繩を掛け此時町田も縛せられたり云ふ、其ま警察第三分署に拘引し、庭の立樹に繋がれたり。此夜は、宵より雨烈しく降り出で、此時まで少しも小歇み無ければ、樋脇は、庭の立樹に撃がれて、雨に打るゝに隨ひ、縛りめ締りて、其苦痛堪へ難く、衣裳は濡れて冷氣肌に徹り、苦しき中にも疲れ出で、縛られながら、覺えず眠り居りしが、誰とは知らず、來りて繩を緩めるに、目を覺し能く／＼見れば、兼て懸意なりし四等巡查の迫田種茂なり。暫くありて調所へ引出し、警部山本何某、歸省の次第を尋ぬ

るゆゑ、親の病氣の爲なりと答も果てず、左右に扣へたる私學校連並に二人の巡査が、棒にて續け打に打据ゑ、汝は第一分署へ廻すべければ、一ト先づ下れと、共に繩を取りて引立つれど、樋脇は、先刻より二度の打擲に、立んとすれど腰立たず、漸く繩取りの肩に掛りて調所を出で、元の如く庭の立樹に撃がれて、風雨の中に夜を明せしは、無愆と云ふも愚かなり。

明れば二月四日の午前七時ごろ、大勢の私學校黨に六人の巡査が附添ひて、廣小路の第一分署に護送されしが、署中には大勢の私學校黨、そこゝに屯し、歸省の警視官、その外見知らざる人々も、庭の立樹或は椽の柱に縛られ、調所の方に當りては、拷問の聲烈しく聞え、此水を飲み氣を附て申立よと云ふは、思ふに呵責の爲に氣絶したるものならんと、憤怒胸に滿つれど、身は荒繩に縛られたる上、前後よりの拷問に、數ヶ所の疵を負ひ、立つ事も叶はねば、口惜しくも暴徒のするに任せて、庭中に押据ゑられける。斯る所へ逸見十郎太は、大勢の區長、警部を隨へて出來り、樋脇の前へ立塞り此奴は辯者にて、よく口をはたき、甚だ不届ものなり、去る奴の首は切る人もあるまじと、大聲に懇口し、表の方へ出去りしとぞ。

土持高は、昨年十一月下旬ごろ、國元に在る母の病に罹りて、餘ほど危篤の場合なれば、存生の中に對面も致したし、是非とも歸省を願ひて、一日も早く下れよと、再三の手紙に、土持は大に驚き直に其旨を願ひて、東京を發足せんと思ふ所へ、西、國田、安樂の諸人が、志を合せて歸省するに聞き、然らば我も好き序なり、力の有らん限りは、親戚朋友にも説き諭して、大義を誤らしめざる様にするべしと約束し、今年の一月十五日に、漸く家に歸りたるに、母は長の病に、顔色も痛く憔悴し、枕も得あけぬ程なれど、なつかしき我子の歸り來ると聞き、病苦も忘れて別後の話しなどし、喜び面に現れければ、土持も晝夜ともに枕邊を離れずして介抱し、未だ朋友にも染々面會せず、看護に口を送りける。

二月四日の夜の事なりしが、土持はいつもの如く、母の枕邊に在りて藥など進め、四方八方の物語りなどして心を慰むる内に、母はスヤ／＼と寐入りし様子なれば、一人り燈火の下に坐し、心中に思ふやう、去月三十日の夜に、私學校黨の壯年輩が、礮の彈藥を掠奪したりとの風説は、早くも此地に聞えたり。若し風説の如くならば、彼等の謀叛も近きに在るべし、いよ／＼事の起るを見れば、早く此所を去りて、事變を東京に報じ、警視の職を盡すより外なし。母上は斯く重き病に臥して、次第に頼み少なく見え玉ふを、心強く打捨て行んは、子の情として忍びざる所なれど、忠孝兩全ならざるは、誠に是非もなき次第なりと、彼を思ひ此を思ひて寐もやらず、默然たる折こそあれ、門外に大勢の人音し、戸をこじあけて亂入する氣色なれば、土持は早くも、私學校黨の襲ひ來りしなりと思ひ、母の

前にて亂暴の有様を見せなば、猶も病苦を増さるゝならんと、身を起して裏口より遁れ出で、竊に親戚の家に忍び、其夜の内に船にて、長崎へ落とせしが、私學校黨は、土持の行方を搜索すること尤も嚴敷く、抜け出る術なく、終に翌五日の午後三時頃、土持の忍びたる家へ亂入し、搦め捕りて野町と云へる所の分署に拘引し、六日午前八時頃、鹿兒島の第一分署へぞ送られける。

山崎基明は、日向國高岡の士族にて、此所は多く士族も住居し、私學校へ入門するもの多く、山崎は歸國して、其勢の聞しに増りたるに驚き、斯る有様にては、餘ほど好き機會を見合せて説かざれば、却て人氣に障るべしと、人々には、東京にては兎かく痼疾の癒えざるゆゑ、湯治の爲に歸省せりと唱へて、日を送る内に、朋友の有馬謙介と云へるが、山崎の歸省せりと聞て、尋ね來りければ、山崎は、有馬こそ此高岡にて人望もあるものなれば、此男を説き醒すこそ上分別なれと、迎へ入れて別後の話も終り、稍時勢の談に入りて、山崎は今度歸省の趣意をも、詳しく物語りければ、有馬は大に其説に服し、頓て山崎に向ひて云ひ出でけるは、今御身の論を聞て、大に發明せり。我等理を見ることの暗くして、今さら後悔千萬なり。抑も此高岡の士族は、先頃より分れて私學校、島津學校の二派と成り、私學校へ入門せしもの百三十人、島津學校へ入りしもの九十人にて我も其内なり。尤も、島津學校の主意とする所は、若し政府の施政に弊害あらば、武力に訴る等の事を爲さず、一同申し合せ

て上京し、靜に政府へ建議すべしとの事なれば、我等も斯る時に舊知事が上京せば、共に隨行せんとの心得にて入門したりと、其始末を一々はなしければ、山崎は、御身の説く所にては、島津學校の方こそ、道理に近き者と申すべし。然れども我云ふ所と比較せば、其非理曲直如何ぞや、御身も此地にて人望ある人なれば、能く此道理を、他の士族にも説論して、何れへとも正理に方向を定められんと、偏に基明の望む所なりと云へば、有馬も歎息して、何分に頑愚の連中が、兩派に分れて凝り固まりし事なれば、逆も心を翻へして正理に就くことも覺えず、去りながら應分の力をば盡して見んと、其日は別れて歸りけり。

山崎は、猶も目を付けて士族の體を窺ふに、何れも、私學校へ入門して政府を倒せば、家祿も舊に復し、昔の如く帶刀も出来るミ、言語同斷の了見なれば、中々順逆の理が、一時に分るべき相手ならず、然れば先づ、法律政事學の楷梯とも成るべき社を起し、漸くに智識を開誘するに若くことなしと同郷の田原中兄、中村賤夫等と謀り、専ら其設立に取り掛りけるが、二月六日の早朝に山崎の宅へ、帶刀せしもの二人、棒を持ちしもの七人、突然と入り來り、鹿兒島縣廳の御用なりと、打倒して繩を掛け、其まゝ宮崎警察署へ拘引し、調所へ入れて、歸省の次第を糺問するにぞ、山崎は始よりの次第を一々申述べれば、暴徒は無法に、何とて汝が其位の事にて歸るべき、長官川路が命を受け、西郷、桐

野、篠原等の身の上に付き、殺されても云はれぬ大事を、承知致し居るに相違なしと、三四十續けさまに打擲すれど、山崎は少しも恐れず、跡形なき事を何として言はるべきと云ひ切りて、一言も發せざれば、暴徒も其日は調所を下けて、分署の内へ縛り置き、翌七日、都ノ城に護送して爰に一泊し、八日に鹿兒島の第一分署へ送られける。

安樂兼道の家は喜入郷に在りて、鹿兒島より七里ばかりも隔たり、當時の區長は伊藤何某とて、私學校黨より選舉したる者なれば、力めて郷中の壯年輩を煽動し、之が爲に入校する者六十餘人に及びたる程なれば、安樂も此有様を見て大に慨歎し、或る日、郷中の私學校黨に與せし者廿餘人を宅に招き、其入門の非なるを論ぜしが、何れも、御邊の論は一應さる事なれども、西郷先生に至りては、怎で大義名分を誤るが如き拙策を行はれんやと言ひ切りて、中々に承引すべき氣色なし。只其内にて八人は、大に安樂の詞に感じ、斷然退校すべしとまで、決心せし者ありしかば、安樂も、今暫く爰に在つて説き醒まさば、心を翻へすことも有らんと思ふ内に、二月四日の午前八時ごろ、親類の者慌たしく、安樂の宅へ馳せ來り、只今私學校黨らしき打扮の者數十人、御邊の門前を頻りに徘徊するを見掛けたりと告げければ、安樂は兼て、我を暴殺するなきの風説を、聞込たることもあり、一旦事起らば手早く逃げ延び、肥後より事變を報すべしと、覺悟し居たることゆゑ、此事を聞くと均しく、竊

に隣家なる何某の家に隠れ、人をして様子を窺はしむるに、暴徒は二三十ばかり、草鞋を穿きたるまま安樂の座敷へ踏み込み、今にも亂暴に及んとする氣色なりと云ひ來る間も無く、安樂の兄、新納久と云へるが馳せ來り、汝と共に歸縣せし人々は、悉く捕縛せられたる由なり。もはや兵を擧るの日も近きに在るべしと語りければ、安樂は、然らば隙を見て爰を落ち延び、肥後まで行きて此事を電報せんと、猶も潜みて隣家の天井の上に隠れ、夜に入らば逃出んと、用意をする内に、私學校黨の人数は追々に増し、喜入郷を取り巻きて、蟻の這ひ出づべき路も無しとの事を聞き、安樂は心に思惟し、慙に、遁れ出る路にて捕縛せられんよりは、寧ろ我より名告つて出で、彼等の爲ん様を見るに若すと、隣家を紛れ出で、私學校黨の屯所へツカ／＼と入り、承るに御邊等は、頻りに拙者を尋ねらるゝ趣なるが、如何なる用事なりやと云ふをも待す、汝に御嫌疑の次第ありと、押し伏せて繩を掛け、直ちに鹿兒島へぞ引立てける。

途中、谷山と云へる所にぞ來りしに、私學校黨の者二三十人ばかり、向ふより來掛り、其奴が聞及びし安樂なるかと、無二無三に打擲せられ、頭に數ヶ所の疵を受け、血汐流れて眼に入り、歩行き憚むを追立てられ、五日の午前四時ごろ、鹿兒島の警察第一分署へ着したるに、其體恰も陣營の如く、傍を見るに、兼て兄が語りしに違はず、共に歸省せし中原はじめ、或は頭を布にて包み、顔も衣服も

血に染みて、何れも柱に縛り付られ居たり。頓て安樂をも、其傍の柱に繋ぎ、程なく糺問すべしと、荒らゝかに云ひ放ちて、附添ひ來りし暴徒等は、残らず外に出去りける。

松下兼清は、蒲生郷に歸りてより、逸見が戸長を恐嚇して、郷川金にて銃器を買入れんとせし時も力を盡して副戸長木司何某を助めしめ、猶も私學校黨の動靜如何あらんと、窺ひ居しが、二月二日に加治木の伊丹親恒より、鹿兒島に於て私學校黨の者ども暴發し、磯に在る海陸軍の火藥庫を打毀はして、彈藥を奪ひ取り、現當郷の私學校黨も百餘人、其列に加はり、海陸より其彈藥を當郷にも運送し來り、容易ならぬ形勢なりと、急報しければ、松下は即日家を立出で、加治木郷へ馳せ行き、伊丹前田の兩人に面會し、此場に相成りては、我々の力にては、迎も救ふべからず、一日も早く此所を打立て、現状を東京に報すべし。去らば伊丹、前田等は四日に發足し、松下は同日に鹿兒島へ到りて、能く其實際を見極め、六日に發足せんと申合せ、翌三日に加治木より歸宅し、四日の早朝に、鹿兒島へ到らんと身支度なし居たる處へ、私學校黨のもの十四五人、何れも刀を帯び棒を携へて、松下の家に亂入し、物をも云はせず亂棒に打ち据ゑ、繩を掛けて一と先づ同郷の警察分署へ拘引し、頓て鹿兒島の第一分署へぞ送られける。

前田素志、伊丹親恒は、共に加治木郷の士族なれば、歸國の後も、兩人は力を協せて、親戚朋友を

説諭したるに、其論に服する者頗る多く、何れも退校して東京に同道すべしと決せしが、當時加治木郷の區長は別府晋介にて、其黨與も少からず、斯く大勢が一時に發足せば、必ず此黨の怪む所となるべし、然れば此度は先づ、木佐貫重節、川上親晴の兩人を同道して登るべし、其餘は後より、前後に上京するこそ上策ならんと、評議爰に定まりければ、一月廿八日に、前田は伊丹と同道にて鹿兒島に行き、三菱會社の支店に至りて、上京便船の都合を尋ぬるに、兩三日内に出帆の便船とは候はねど來月初旬の頃には、琉球より入港の船あり、是にて御歸京なさるべうもやとのことなれば、其船の入港を待つべしと申し置き、其まゝ家にぞ歸りける。

二月一日の夜半とも覺しきころ、加治木郷内俄に騒動し、私學校黨の壯年輩百五六十人、刀を佩び銃を提げて、海陸より城下へ馳せ行くを、前田、伊丹の兩人は是を見て、如何なる事の起りしやらんと、安き心も無かりしが、翌二日の夜に入りて、彼の私學校黨は、小舟七八艘に彈藥を載せ來り、加治木郷なる戸長役所の土藏に、積み込みたりとの事を聞き、兩人は扱こそ何か異變のありしならん、兎角に其實況を探るべしと、一友人をして鹿兒島へ至らしめ、貴島清の宅へ行き、事の仔細を聞合せたるに、貴島は大意ついて、最はや賊に成りたり、我等も始めの見込は、斯るものでは無かりしがと、彈藥掠奪の始末を話しければ、其友人は宙を飛んで加治木郷へ馳せ返り、右の次第を物語るに、

兩人も愕然として大に驚き、去らば一日も早く出立して變を東京に報せんと、蒲生郷の松下兼清へも此事を云ひ遣し、四日の午前三時ごろ、風雨を冒して加治木を打立ち、其夜は吉田驛にぞ泊しける。此日に、兼て同行せんと約したる木佐貫、川上の兩人も、同日に發足の筈にて、川上は始ての旅行なれば、親戚の難盃等も有りて、時刻少し後れしが、間も無く追ひ付きて同家に泊し、午後七時ごろ共に寢床に入りたる所へ、宿屋の店前に當り、烈しき物音しければ、前田等は何事やらんこ、床の上に居直る間も無く、刀をさし棒を提げたる暴徒ども、中には巡查の制服を着たるも有りて、彼これ凡四五十人、障子襖を打ち折り、或は足にて蹴破り、前田等の座敷へ亂入し、縣廳の御用ざふと呼はりて散々に打ち伏せ、一人も残らず繩を掛けて庭上へ引出すを、何者ならんと能く見るに、何れも見覚えある私學校連中なれば、齒がみを成して怒れども、今は屠所の羊に異ならず、牽るゝまゝに歩ゆむ途中、川上は伊丹を見返りて、御身は文天祥の正氣歌を覺えたるかと、聲を掛ければ、伊丹は打笑ひて、我は悉く覺えずと答ふ。然らば吟じて聞すべしと、川上は大聲を上げて、正氣歌を吟ずるを、暴徒は大に怒り、汝罪人の身として、歌を唱ふは悪き奴かなと云ひさま、持つたる松明にて、川上の面を打てば、松明はバツと消えたり。川上は齒を喰ひしぱり、無禮なる奴かなと罵るを、左右より棒にて滅た打ちに打續ければ、川上は其所に倒れ伏すを、前田、伊丹も此體を見て死せりと思ひ、口惜さは限り無けれど、手は後ろに縛り上げられ、如何ともする術なければ、空しく怒火心頭を衝き、身をあせりてながめ居しが、暫くして川上は再び起き上り、少しも弱りたる色を見せずして、夜の明るころ横川に着し、五日の午後一時ごろ加治木郷に着し、夫より郷中の警察第四分署へ繋がれ、午後八時ごろ鹿兒島の第一分署へ送られけり。

高橋爲清は、鹿兒島縣下、帖佐郷の士族にて、昨年九月ごろまでは、郷里に在りしが、私學校黨の暴威、日々に強く、或は刀を佩び、或は銃砲の射的を演じ、或は彈藥を製する等、容易ならざる振舞あるを見て、高橋は、竊に同志を集めて議しけるは、現今私學校の舉動を察するに、此末は如何なる事に立至らんも知るべからず、誠に今日こそ、我等の方向を確定すべき時なり。依て我は今より爰を避けて、上京せんと思ふなりと申しければ、何れも異議なく同意しけるが、斯る折に大勢にて上京せば、彼輩が持病なる猜疑に觸れんも知るべからずとて、高橋は、先づ五人の同志と共に縣地を出で餘は後より上京すべしとて、九月廿七日に帖佐郷を發足して、東京に到着し、間も無く警視廳に在職しけり。同年の十月、熊本、萩の變ありてより、私學校黨はますます沸騰し來り、今にも暴發せんとする氣色ありと、度々彼地に在る友人よりも申し來りしかば、高橋は大に憂悶し、何卒して朋友親戚の、彼輩に脅從せらるゝを防ぐべしと、種々に工夫を凝せしが、其ころ警視官の内にも、此憂を同

ろする者ありて、追々に歸省するとの説を聞き、然らば共に下向せんと、野間口兼一の宅に至りて心事を語り、互に發足の日を約して、歸省の願書を差出し、同年十二月二十七日に東京を立て、横濱にて汽船に乗込み、本年一月十一日、漸く鹿兒島縣下、帖佐郷の私宅へこそは着しける。

夫より後は家に在りて、郷中の現状を聞くに、去年十月上旬、地租改正に着手せしころ、別府晋介の見込にて、農民の地面を割り直し、延びの有る所は、悉く取り上げて共有地となすなど、政府の制規に悖りたること多く、農民は一般に不平を懷き、また近ごろは十日町、松原浦、納屋町等の三箇所に、四百餘圓の用金を申し付けしが、農民は、之を拒めば如何なる憂き目に逢んか、貧乏の輩は蚊帳を質に置き、或は單物を賣りて、泣く泣く出金せしを、戸長黒江豊比古等が受け取り、宮崎に行きて銃器を買ひ求むるなど、取々の風説なり。高橋は、幸に親戚朋友にて、此時まで入門せざるもの多かりし故、日々此輩と會合して、名義を説き、傍ら動搖の様をぞ伺ひける。

二月二日の午前八時ごろ、高橋は、俄に表の方の騒しきより、何事やらんと門外へ出に、數人の私學校黨が、陸續として、陸軍省の記標ある彈藥の箱を背負ひ、或は車に積み乗せ、曳聲を出して、戸長役所に運送するを認め、何事ならんと問合すに、全く先月三十日の夜に、私學校の壯年輩が、磯の陸軍倉庫に亂入して、彈藥を奪ひ取り、各郷の戸長役所へ持ち運ぶなりとの事なれば、高橋も大に

驚き、斯くては、暴舉は近きに在るべし、一刻も早く東京へ馳せ登りて、事變を報せんと、直に前田伊丹の兩人に謀り、四日の未明に、篠つく如き大雨を厭はず、十一里の路を走りて、其夜は吉田驛に宿りけり。午後七時ごろ、高橋等は、眠りに就んと寢床に入り、行先の事など物語る處へ、忽ち表の方より、多數の私學校黨亂入し來り、物をも云はせず、高橋等を捕縛し、鹿兒島城下の分署へ、引立てられけり（前田伊丹の條を看參すべし）

西彦四郎は、加世田の士族にして、前の諸人と志を合せ、同時に東京を發足し、一月十一日に鹿兒島港に着し、城下に兩三日逗留して、夫より加世田に歸り、熟らく同郷の様子を見るに、麓邊に住する士族は、最はや大半私學校に同盟し、スナイドル銃十挺を區長に托し、長崎に注文する等の所業ありて、人氣起り立ちたる最中なり。西は此勢を見て案に相違し、今なまじひに、我意見を喋々と辯じ立てなば、却て激動を招かんも知るべからず、若かず暫く好き折を見合せて、友人にも説得せんと猶豫する内に、はや一月も果て二月にも成り、西は少しく疾に胃されて、二三日打臥せしが、同月四日の正午十二時ごろ、表の方より、友人の吉岡峰之助の聲して、西々と呼ぶゆゑ、應と答へながら寢床に起き返へり、此方へ入られよと云ふ間も無く、二十人ばかりの私學校黨、一齊に亂れ入り、警察課の御用なりと、口々に呼はり、無二無三に打て掛れば、西は、何課の御用なりとも靜にせられよと

叫ぶを、耳にも懸ず、前後左右より打ち据ゑて、後ろ手に縛り上げ、荒らゝかに引立て、同郷の警察署へ連れ行き、椽の柱に繋ぎ置けり。

四は心中に、如何するやらんと、物をも云ず、繋がれ居たるに、暫くありて大山、猪鹿倉、柏田の三人を縛りて、署中へ引き來り、午後四時ごろに、大勢付き添ひて同郷を打立ち、路に日を暮して其夜の三時に、廣小路の第一分署にぞ着しける。

下

爰に又、鹿兒島縣の諸生にて、東京に留學し、本國の近況に心を傷ましめ、大義を郷里の親戚朋友に説き、名分を事の未發に誤らざらしめんと、同時に鹿兒島へ歸りて、終に賊徒の爲に酷虐無愜の目に逢ひたる柏田盛文(平佐郷士族)、大山綱介、猪鹿倉兼文(二人ともに加世田郷)、田中直哉(平佐郷)平田宗賢(谷山郷)等が事跡を尋ぬるに、柏田、大山、猪鹿倉の三人は、去る明治七年より、遊學の志願に依り、縣廳の許可を経て東京に來り、柏田は福澤諭吉の慶應義塾に入り、大山は外務省の生徒ミ成り、猪鹿倉は近藤眞琴の塾に入りて、各々其學科を研究しける。

然るに、昨年十一月ごろより、鹿兒島の動靜に付きては、各社の新聞紙にも其事を記載し、世上にても様々の取沙汰しければ、柏田は猪鹿倉を尋ねて、互に縣地の形勢を聞かせもし、聞きもせんと、近藤氏の塾へ來りしに、折よく大山綱介も來合せければ、柏田は兩人に向ひて、此ほど我弟吉井泰治と云へるが上京して、縣地の様子を委しく聞きたるに、私學校にては、力めて外城の士族を入門せしめ、其黨は悉く銃砲を買ひ刀劍を求め、容易ならぬ有様なりと。我も之を聞しより、郷里の事に懸り、如何はせんと思ひ居たるに、御身等も知る人なるべし、曩に福澤氏の門に在りし川島何某(是は城下士族なりとぞ)が、我に寄せたる書中に、近來私學校の勢は、東京の新聞にも載せたるごとく、外城士族を追ひくゝと入門せしめ、憚かる所なく振舞ひて、後來の事頗る氣遣はしと、申越せり。思ふに、今春以來地方の頑民は、政府施政の深意を知らずして、所在に蜂起し、加ふるに熊本神風連の變ありて、國用も平生に倍し、政府にても深く憂慮せらるゝ折柄、萬一にも鹿兒島にて事を起さば、無智とは云へど慄慄の武士多く、政府の威力を以ても、容易くは撲滅すること難かるべし。是れ徒らに一國の兄弟相争ふのみにて、到底日本の獨立にも關係することなり。我等一介の書生たりと雖も、斯る場合を傍觀するは本意ならず、責て郷里の親戚朋友に説論して、大義を誤らしめざる様に致したし、との詞に、猪鹿倉、大山の兩人も、大に其言を理とし、我等も此事は、疾くより心中に思惟する

所なり、抑も去る戊辰の役にも、外城の士族は、軍功賞典を始め、何事も城下士族の爲す所を拒むことを得ず、常に同等の權を得ざるを憤り、我加世田郷中にも、色々と議論を生じ、是畢竟外城士族が無學の致す所なれば、今より志を同らし、力を協せ、各自の精神を揮擲して智識を開き、城下士族の羈束を脱して、願使を受けざるべしとの、盟約を成したる位なるに、今日に至り、再び甘んじて彼等に驅役さるゝは、餘りと申せば残念なり。又鹿兒島城下の士族のみが、事を起せしとて、素より何程の事もあるまじけれど、斯く外城の士族を集めては、中々侮り難き勢に至るべし。然れば、國の爲身の爲たり、修學の光陰を惜むが爲に、親戚朋友に對する義務を欠くべからず。是非とも歸郷して、此等の宿志を達すべしと、三人額を集めて語りあひしが、其日は未だ何とも決せずして別れける。

是より先、田中直哉は永々東京に在留し、久しく故郷に歸らざりければ、昨年の五月俄に思ひ立ち東京を發足して、鹿兒島縣下平佐郷の私宅へ着し、つら／＼縣下の情勢を見るに、私學校黨の威權日々に増長し、中にも加治木郷にては、私學校黨の振舞、他郷に勝れて、百姓の持高を悉く割り直し、戸口を計りて割り付け、其餘高を該郷の共有高と唱ふる等、非理の處置大かたならず、農民は大に憤て、終に其筋へ敷廻するもの有るに至りしかば、私學校黨は斯くと聞くより、土百姓の分際にして、我等の處置を彼是と申立ること安からね、擲き据ゑて辛き目を見せ、以後の懲らしめにせんと、黨中

のもの數人、頭巾にて面部を包み、棒を持つて、日々農民の頭めきたる者を付け狙ひ、散々に打擲しければ、憐れむべし此農民等は、手足頭部に庇を受け、病院に入りて療治するもあり、或は家に臥して苦痛に悩むもありて、半死半生の體なれば、農民も其兇暴に驚怖して、其後は口を閉て、何事をも云ひ出す者なく、私學校黨はいよ／＼己れ等がまに／＼振舞ける。

されば其他の郷にても、或は郷用金にて銃器を買ひ、或は郷中の共有高を、擅に私學校黨にて耕作する等、國法をも憚らず、政府を蔑ろにする舉動、一にして足らざれば、田中は見るに付け聞くに付けて、人民の無力なるを歎息し、此禍の次第に我郷中へ移り來らぬ前に、何とか豫防の術を立てざれば、終に其荼毒を蒙るべしと、二三の友人に謀り、今の急務は、隣郷と合併して區會を開き、一は壯年輩の方向を定め、一は私學校黨の暴勢を、此區會にて抑制すべしと、平佐並に隣郷受持の區長何某（此人は無二の私學校黨なりしと云ふ）に迫り、兩郷の正副戸長並に學校教員を會し、合併論の可否を衆議に取らんと論ぜしに、何某も意に染ぬ事ながら、是非なく集會の令を出しければ、田中は大喜び、前後二度の會議に、口を極めて兩郷合併區會開設の利害を論ずれど、衆議紛々として一決せず田中も今は區長縣令の命に依りて、成し遂ぐるより外なしと思ひ、復も區長に極論するに、區長も陽には拒む色を見せざれど、心中には、區會を開く時は、郷中の士族を私學校に入るゝの妨害をなるべ

しと思ひ、言を左右に托して、受引べくもあらず。田中は夫より、縣令大山綱良の宅に至り、猶も右の次第を詳しく論じたれど、大山も同じく依違の挨拶のみにて、果々しからず。茲に至りて、區會の事は暫く思ひ止り、此上は宗教の力に藉りて人智を開き、權利義務の在る所を知らしむるに若かず、是を知らしむるは、眞宗に勝るもの有らじと思ひしが、薩摩は舊藩主の頃より、眞宗は嚴禁にて、維新以後縣治の制に改められし後も、縣廳より人民に、眞宗を奉ずるは、舊知事へ對し決して相成らずなど、告諭せし程なれば、田中は一通の建白書を認め、信教自由の理を説きて、右の告諭等を、憚る所なく論破し、宗旨は人民の奉ずる所に任すべしとの意を綴りて、頓て大山綱良へ差出せしに、大山も其言の理あるに服せしにや、終に信教は人民の自由に任すとの布達を、縣下一般へ觸れ示しけり。田中は此機を失ふべからずと、兩三人の有志輩と申合せ、直に京都に至り、西本願寺に参りて、説教僧を派出せられんことを乞ひしかば、同寺にても、佛法弘通の爲と云ひ、數百年間の嚴禁を解きたるを嘉し、速に布教に着手すべしとの返答なれば、田中等も大に悦び、西京を發足して、鹿兒島へこそ歸りける。

夫より田中は、先づ説教所を、我郷里なる平佐郷へ建立せんと思ひ、其旨を縣廳へ願出で、速に許可あらんことを乞ひしに、數日を経れども可否の指令なく、兎角する内に西本願寺よりは、弘教の僧侶追々下向し、處々にて説教を始むれど、縣廳の第四課（是は私學校黨のみ在職せりと云ふ）にて、色々と事を構へ、弘通を妨げる様に仕掛ければ、田中も大に其處置を憤り、所詮我等の力には及ぶまじ、一たび東京へ上りて、又何とか仕様もあるべしと決心し、近々に出立せんとせしに、幸ひ警視廳にて警部補を勤むる廣瀬昌榮と云へるが、歸京するに會し、能き折柄なり同伴せんと、昨年十一月共に鹿兒島を出立し、十二月上旬に東京にぞ到着しける。

大山綱介は、田中が上京して、本郷なる實兄末弘直方の宅に寓すると聞き、縣地の事情をも委しく聞くと平田宗質と打連れ立ち、末弘の宅に至りて、田中を訪ひしに、云ひ合さねど猪鹿倉も尋ね來りければ、色々と縣下の様子を聞くに、田中は隣郷合併區會設立の議論より、信教自由の事に力を盡したれど、事皆私學校黨の爲に阻礙せられ、憤懣に堪へずして上京せし始末を、逐一に物語れば、三人も腕を扼して、私學校黨の暴横なるを怒り、また外城士族が、獨立の氣力なくして、之が爲に抑制せらるゝを慨き、斯く相成りては、中々書を友人に寄せて、諫むる位にては、悔悟すべくもあらず、寧ろ先日も申合せたる如く、歸縣して、面り説得するに若くべからずと、四人の意見は合體せしが、未だ歸縣の事は決せずして、此日は其まゝ別れける。

夫より大山と平田は、歸路に安樂兼道の旅寓に立寄りしに、極脇盛苗等も其座に在りて、互に縣下

の近況を語り、大山と平田は、修學の時日を費すは遺憾なれど、郷里友人の爲に歸縣して、正路に導んとする心底なりと申しければ、安樂植協も大に其詞に感じ、我等も現に官吏の端に列すれど、此事に付ては、是非とも歸縣して、匡濟の力を盡さんと思ふ所なり。御身等も其心ならば、明日參會して猶夫等の事をも決すべしと約束し、其翌日に大山は猪鹿倉の所へ來り、今日は土持高、並に柏田、平田も、安樂の宅に會するゆゑ、御身も共に來られよと、打連れて安樂の寓に至り、おの／＼意見を述べて、終に歸縣すべしとぞ決しける。

十一月廿五日に、末弘直方、菅井誠義より、柏田、大山、猪鹿倉、平田等に書を寄せて、本日園田長輝の宅に來會ありたしとの事なれば、何れも園田の宅へ集りけるに、先頃より歸縣の事は、友人より友人に傳へ、警部、巡査にて志を合せ、歸縣せんとする輩十一二人、此日の會合に連りけり（此時も田中は、病氣にて來會せざりしと云ふ）頓て、歸縣の手續を論ずるに、まづ其趣意は、おの／＼歸縣せし上は、郷里の朋友に對するも、疎暴の舉動なく、温和を第一とすべし。説諭の主義をよく服膺するを第二とすべし。併し其條目の如きは、郷によりて人氣も殊異なれば、臨機の説諭勿論なるべし。要するに己れが赤心を推して、友人の腹中に置くべきのみと、衆議こゝに一決したり。此時園田末弘は、柏田等に向ひて、明日は又々會議すべければ、御身等も臨席ありたしと申しけるに、柏田等

は口を揃へて、既に今日の席に於て、歸縣説諭と一決したれば、我等は此後の會合に列するは無用なり。實は此席とても、諸生は我等四人のみなれば、外人より、彼等は警視官に籠絡されたりと、言はれんも残念なり。此事は初めよりの素志にて、諸君と謀らすとも、諸生連中にて下向せんと、思立しことなれば、明日の會議は、御免を蒙るべしと云ひ放ち、席上の人々に暇乞して、四人は直に立歸りける。

是より先き、大山は、子安外務權大丞へ就きて、父母の病氣に付き歸省看病致したき旨を願ひ、既に其許可を受けたることなれば、猪鹿倉と共に旅装を整へ、十二月の廿七日に東京を發足して、三菱會社の汽船ネバタ號に乗り込み、横濱を出帆し神戸に上陸して、便船を問ひしに、近日大有丸にて、大阪より鹿兒島へ出帆の手筈なりと云へば、其は都合よしと、兩人にて大阪に到りしに、同じ加世田郷の士族西郷武和の、東京へ上らんとするに、端なく行き逢ひ、郷里の様子を尋ねるに、加世田郷の士族は、最はや大半私學校へ入門せりとの事なれば、兩人も大に驚き、去らば一日も猶豫すべきにあらずと、心は矢竹にはやれども、奈何せん先きに近日に出帆せんと云ひし大有丸は、その期限延引し加ふるに、打續きて海上風波荒く、思ひの外に永く成り、大阪にて春を迎へ、漸く本年一月九日に、大有丸に乗り込みて出帆し、同月十二日と云ふに、鹿兒島の前ノ濱へ着し、兩人とも久々にて、加世

田郷の私宅へこそは着しける。また平田は、大山等と同日に東京を發し、少し先立ちて、一月に郷里谷山に着し、柏田は末弘、田中と共に、十二月廿八日に東京を發し、玄海丸にて本年一月六日に平佐へ着しける。

大山、猪鹿倉の兩人も、加世田郷へ歸りしより、直に同郷にて私學校黨の魁首と聞えたる、春成兼致方へ尋ね行て、共に今度歸縣の趣意を述べ、扱申けるは、御身は兼て我等とも云ひ合せ、是まで外城の士族が、城下士族の爲に壓抑せられたる舊習を脱せんと志し、既に我等兩人も笈を負ひて東京に遊び、學術を研き智識を開き、城下士族と同等の權理を保有するを以て目的とすべしと、國を出る前には、口を揃へて誓ひしならずや。然るを、其舌の根の乾かぬ内に其志操を變じ、首として私學校に入門するとはそも何事ぞやと、席を打て論破され、春成も慚愧のいろ面に現れしが、稍ありて申しけるは、言はるゝ通り、舊約に背きて入門せしは、何とも言ひ解くべき様なけれど、凡この三十日ばかり前は、城下は非常の形勢にて、逆も我輩とても獨立を守り終せ難しと認めしゆる是非なく六十人の同輩と共に入門に及びたり。今にして退校せんは頗る難事にして、遽に出來べくもあらず、されど私學校の規則に、上を尊び下を憐れむは學文の本旨にて、宜く此儀を確守すべし、又國難に當ては身命を抛つべし等の語あれば、無下に惡しき組立には非るべし。今の勢を考ふるに、蕞爾たる一小郷にて

城下士族に敵抗するは、尤も得策にあらず、況や政府官吏は、擅に己れが奢侈の爲に國用を耗し、既に九州一圓を抵當として、外人より若干の金を借り入れたりと、儲に承り及びたり。其專恣暴横なる、西郷先生の憎まるゝも、理の當然ならずやなど、私學校黨の觸れ散らせし妄説を信用して、言語同斷の返答なれば、大山、猪鹿倉の兩人は、聞終りて徐に申すやう、御身の説く所は、一として眞實の事なく、五尺の童子と雖も明に知りたる妄言なり。我等よく、他の諸縣と、我鹿兒島縣を比較して、施政の模様を熟察するに、我縣下は帝京を距ること數百里、西南に僻在して開化に移るゝとは申ながら、其人民は不幸にも酷虐壓制の下に生活し、他の日本人とは、其權利に於て雲壤の差別あり其本はと問へば、皆私學校の爲ならずや、御身暫く心を靜めて勘辨し候へ、方今私學校の勢は、鹿兒島縣の立法府にして、縣廳は行政府たるに過ず。去れば其布き行ふ所の政事は、悉く私學校黨の欲望する、昔日の藩政と同様にして、之に藉りて人民を押し付け、我所欲を擅に爲遂んとする、傍若無人の振舞は、寔に言ふに忍びざる次第なり。

斯く申さば、政府に煽るとの速了の見解を下さるべけれど、今日の日本政府は、中々先年西郷氏が退去せし時の比に非ず、百般の制度日々に改良し、文明の眞理漸く顯れんとす。然るに私學校は、井蛙の偏見もて猥りに政府の官吏を媚嫉し、陽に公明正大を唱へて陰には黨與を招集し、政府の禁する

刀を佩び銃器を購ひ、武力に依て上を脅すの所業現然たり、其大義と云ひ名分と云ふものは那處にあるや。抑も西郷氏は維新の元勳帝家の柱石、廟廊に在りては參議の重職に居りて、今上の思召も他に勝れ、故山に退去するも猶大將の任を帯て、閑散の地に優游す、誠に希代の寵恩とこそ申すべけれ。今此等の地位に在りて、政府の失體を矯正せんとせば、單身上京して奏聞を遂ぐるも、條舉明辨して一封の建言を上るも、其力誠によく傾瀾を挽回するに足るべし。然るを大勢の健兒を荷擔せしめ、干戈に據て事を舉る等、上は九重の歡念を驚し奉り、下は萬民の疾苦を來たし、半世の功名を埋没して國賊の汚名を永く青史に貽さんこと、返すくも笑ふべき心底なり。斯る人物に羈束せられて、自家天賦の獨立を失んよりは、此郷にても一の學校を興し、教育を盛んにせば、次第に他郷も之に見倣ひて、教育の方向に進み、他の脅迫に關せざる様に相成らば、私學校も如何ともする術なく、暴威漸く衰へて、遂に國安を妨害するにも至らず、互の情義をも全うし、隨て外城士族も同等の權利を得るの日あるべし。我等の所見は斯の如し、御身の心には是を理とせば、過て改るに憚からず、即座に退校して我郷の學校設立に力を合されよ。若し又私學校の所業を正理とせば、其正理たる證據を舉げて十分に説かれよと、一々理ある論談に、春成も何と答ふべき詞も無く、誠に貴説によりて我謬見を悟りたり、共りながら、既に多勢の同輩と共に盟約して、入門したる事なれば、此座にて退校することは決

し難し。能く同志にも談合して、後日に返答仕らんとのことなれば、大山、猪鹿倉の兩人も其日は家へ歸りける。

斯くて後も、親戚朋友の尋ね來る者に逢へば、先に春成に説きし如く、理を盡して説論しければ、何れも其議論の正當なるに服し、且は友誼の深切なるを喜び、爰に昨日の非を悟れど、今日に成りては退校出來難からんと云ふもあり、或は既に其非を知らば斷然と退校すべしと云ふもありて、兎かくに一致せざりしが、入門せし六十人の内にて、十九人は全く退校と決心しけり。然れど兩人は、一同に方向を改むるを緊要とせしかば、餘の四十一人へは、能く勘辨して方向を定め玉へと懇ろに論とし十九人の退校は、一致の上にてすることを好からんと、暫く留め置きたりける。

此時加世田郷は、區長に餅原正之進あり、副區長に西郷小平ありて、兩人ともに無二の私學校黨なりければ、同校の意を受けて、戸長役所に逼り、郷校の積金を以て、スナイドル銃八十挺を買上ぐべしと命じけるを、戸長等は郷中の共用金を以て、政府の嚴禁たる銃器を買ひ上げよとは、心得ぬ申條かなとは思しが、何分に抗抵する氣力なく、既に其詞に随んみせしを、大山、猪鹿倉は此事を聞付け去る無法の事やあるべき、十分に抗議して是を止むべしと、戸長に力を合せて、終に其買入を拒みけり。於是、兩人は此金を以て、郷中に一の變則學校を設け、生徒の中にて拔群なる者を選び、一々年

に四人づゝ、東京へ遊學に出すべしとの議案を起しければ、戸長等も其議に同じて、速に設立に着手すべしとぞ決しける。

其ころ友人の誰彼は、物に大山、猪鹿倉にさゝやきて、近日城下の私學校黨は、先頃より歸省せし人々を、何れも政府の間者なり、油断すべからずなき、種々に風評せりと申しければ、兩人は打笑て自ら奸するものは、人も奸するかと疑ひ、自ら盜む者は、人も盜むかと疑ふとは此事なり。我行ふ所大義に據り、名分に差ふことなくば、何ぞ間者を怖るべきの理あらんや、私學校黨の非望を懐けるは是にても知り得べし。然れども我等は間者に非ざれば、如何に流言するとも心安し、幸に念慮に掛け玉ふなとて、少しも顧みざれば、友人も其詞に服して去りにけり。

夫より一月三十一日に、大山、猪鹿倉の兩人は、安樂兼道に所用ありて喜入郷へ立越え、互に其郷里の模様などを語り合ひ、且つ我等兩人は兼て鹿兒島の飛脚船問屋林安次郎と申すものへ頼みて、東京への便船あらば、即坐に告げ知らせよと申置きしゆゑ、其都合に依りて歸京すべし、再會は東京に在るべしなど申し置き、二月二日まで逗留して、加世田郷へ歸りしに、其の夜柏田盛文が尋ね來り、御身等は未だ聞ざるや、一兩日前に鹿兒島城下の私學校黨が、磯の彈藥を掠奪したりとの風評あり。若し實説ならば、定めて事を擧るの手初めならんと語りけるが、大山も猪鹿倉も、恐らくは無根の説

ならん、猶よく聞合せ玉へと、信用せざりしが、翌三日に成りて、兼て私學校を退校せんと決心せし十九人の輩は、残り四十一人が今日まで、退校の議を決せざることを憤り、十九人は加世田學校に會し、四十一人の者に對して、退校すべきの理由を述べ、猶明四日は城下の私學校へ赴きて、其旨を申斷るべしとぞ披露しける。然に翌四日は朝より大雨降り出し、十九人の輩も延引して、鹿兒島に赴かざりしが、四十一人の中よりは二人ばかり、今度十九人の退校に付き、伍列組み直しの事を議せんが爲に、雨を冒して城下へ行きたりと聞えたり。

此の日大山は、柏田と共に猪鹿倉の家に會し、今度變則學校を設くるの趣旨並に其の規則書の草稿(この草稿を、城下にては放火の書付なりと云ひ觸せし由を、兩人は勅使に御請取に成りたる後に聞たりと云ふ)を認め居しに、春成兼致、川越邑二(四十一人の内なり)の兩人來たれりと告げれば、扱は彼等は先日の返答に參りしならんと、座敷へ迎へ入れて、時候の挨拶も終らぬ内に、一人の男が戸長役所より馳せ來り、只今區長餅原殿が出張ありて、春成、川越の兩氏に急用ありと、役所の廣間に待ち玉へり。早く御出あるべしと申しければ、兩人は暇乞もソコ／＼にして歸りける。猪鹿倉の兄何某(十九人の内なり)は、傍に在りて此事を聞き、區長が戸長役所へ來りしこそ幸なれ、彼處に行きて退校の旨を告ぐべしと、兩三人打ち連れて、同じく戸長役所へ馳せ去りけり。

猪鹿倉、大山等は、此結局いかゞあらんかと、首を延て待つ處へ、門外に數多の人音して、罵り叫ぶ聲しければ、扱は十九人の退校連中と、四十一人との鬭争ならんと、猪鹿倉は座敷を起て表の方へ立出で、入口の障子を引明けて見るに、コハ如何に、城下の私學校黨とおほしきもの數十人、朱鞘の刀をいかめしく帯び、手に手に四尺ばかりの棒を携へ、脚半を着け草鞋を穿き、四人の巡査を先に立て、案内も無く座中へ亂入し來り、先づ大山を椽より引落し、續いて猪鹿倉に飛掛り、棒にて續けさまに擲き据うれば、大山、猪鹿倉は大に叫びて、何故に斯く亂暴するや、用事あらば打すとも行べしと、後ろを顧みるに、母や妹の此は何と成り行くやらんと啼き叫ぶを、猪鹿倉は後に聞なし、引立られて門外に出れば、また棒にて頭を二つ三つ打たれ、血の流るゝこと泉の如く、頓て後手に繩を掛け野町（加世田郷の町の名）の分署へ拘引されしに、大山は既に西彦四郎等と共に繋がれ居て、何れも面は血に塗れ、目もあてられぬ有様なり（此時巡査の和田宗右衛門と云へるが、見かねて手拭を浸し來り、大山、猪鹿倉等の血を拭ひたりと云ふ）。

程なく柏田も繩に掛りて引立られ、午後三時ごろに成りて、握り飯を一つ喰はせ、頓て竹の子笠を被らせ、四五十人ばかりの私學校黨が前後を擁して、川邊街道（加世田より城下へは二筋の道ありて、一は伊作街道と云ひ、一はこの川邊街道なり）へ掛りて引き行くに、麓と云へる所を過ぎ行くと

一里ばかりにして日は全く暮れ果て、雨はます／＼降りしきり、道路の險しき上に泥濘を没し、過て躓きころべば、繩を強く手繰りて曳き起し、遅く歩ゆめば前へ曳き、早くすれば後ろへ曳き、様々に苦しめながら引立しが、眞夜中ともおほしきころ、山中の茶屋に入りて休息し、爰にて蕎麥を一碗づゝ喰はせ、草鞋を穿き替へさせ、辛うじて谷山へ下りしに、大山等を路傍の木に繋ぎ置き、護衛の者は民家の側に集りて、藁火を焚きて煖居たり。此時向ふより數多の人聲して此方へ來るを、大山等は頭を上げてよく見れば、大勢の私學校黨が、一人の男を縛して、城下へ引き行くなりけり。大山等は、誰なるらんと焚火の火影に透し見れば、紛ふ方なき安樂兼道なれば、扱は彼も同じ目に逢ひたるならんと、いよく憤懣に堪へざりしが、詞をかはさずして見送りけり。頓て護衛の者はよき程に暖まりて爰を立出で、五日の午後三時頃、鹿兒島城下の第一分署へ着しける。

是より先き、田中直哉も一月十日に平佐郷の私宅へ歸り、親戚朋友の人々に就きて、該郷の模様を聞くに、昨年上京する時までには、一人も入校せし者なかりしに、最はや私學校黨に組せしもの八十人の多きに至り、戸長役所にては銃器を買入れ、日々に彈藥を製し、何時にても出陣に差支なき程なれば、既に歸省の後れたるを敷したれど、親戚朋友には力めて方向を誤らざらしめんと、説諭のほか他事無かりけり。此時世間にては、田中は先づ歸郷して、信教自由、隣區合併の事などを企て、私學

校の模様を東京に通ぜし者なれば、切り殺さんとせしを仕遂げずして、上京させしこそ残念なれ、再び見附けたらばヤハカ通すべきと、私學校の連中は窃に附け狙ふなど、取沙汰しければ、田中の両親も大に之を憂へ、田中も敵中に在るの心地せしに、幸に郷中の壯年輩にて三輪何某、花房何某と云へる兩人は、飽くまで大義名分を守り、私學校に抗して入門せず、共に志を合せて周旋しければ、田中も其力を得るこゝ多かりけり。此時城下にては彈藥を掠奪せしとの風説、平佐郷にも聞え、同郷の戸長（私學校黨なり）は既に軍用金ヲ集め、其他の郷にても、壯年輩は出陣の用意最中なりと聞き、二月四日に、兄の末弘と共に廣瀬何某の宅に集り、彈藥掠奪の虚實如何あらんなど談合する所へ、數多の私學校黨、廣瀬の宅へ暴れ込み、兄弟を目掛けて打掛るを、田中は、先に進みし一人が打んとする棒を引掴みて、自由に働かせず、如何に斯く亂暴せらるゝぞと云ひも畢ず、後ろより一度に頭と足を殿しく打たれ、堪へずして倒るゝを、折り重りて終に繩を掛けられたり。田中は齒を切て怒りながら、後ろを顧みれば兄の末弘は、近寄る暴徒と引組みて、振ち合ふ最中にて、顔は血に塗れ、其邊の疊は紅るに染り、目も當てられぬ有様なれば、兄上よ爰にて理非を云ふとも甲斐なし、能き加減にし玉へと申しければ、末弘も、成るほど出る所に出て辯明すべしと、尋常に繩に掛り、隈の城へ引立てられしに、田中は足の疵にて一步も進めず、依て爰より駕に乗せられ、同日の夕方に鹿兒島の第一分署

へ著しける。

同時に平田宗質も、郷里谷山に歸り、兄の宗城（先きに私學校黨に選ばれて戸長に成りしが、私學校の舉動を非とし、職を辭せしと云ふ）に面會し、其他の友人にも逢ひて、つら／＼郷中の形勢を見るに、壯年輩も大半は私學校に入門し、猥に、政府は奸人の集り所にて、之を拂はずんば、王威は立所に地に落つべし。中にも大久保一藏の如きは、内務卿の顯職を受け、世界にはこと下らぬ、金銀を鑄ばめたる煉化石の大塚に住し（是ぞ日々新聞に掲げたる紙幣寮の寫眞を以て、大久保公の邸宅なりと云ひ觸せしを信じたるより出しならん）、松方は地租改正を始めて人民を苦しめ、川路は警察を嚴にして奢に長ずるなど、其他一切の詔勅をも口を極めて罵り、其説く所は悉く取るに足らぬ謬説ならざるは無ければ、平田も、一は其兇暴を憤り、一は其愚蒙をぞ嘆きける。

此時まで、谷山郷にて大義に依仗し、私學校に左袒せざるは、平田の兄宗城、長野祐通、伊知地季治、池田庄左衛門、堀興憲以下三十餘人にて、昨年熊本の変にも、私學校黨は今にも押出さんとする勢なれば、此連中は時々堀の宅に會して議しけるは、萬一私學校黨にて無名の軍を起すに至らば、假令如何に思ふとも、此人數にて喰ひ止めんことは、所謂螻蛄の輪に當るにて、中々思ひも寄らざる事也、只山に匿れ野に伏し、或は他所に潛み、官軍の到着を待ちて馳せ加はるべしと決せしが、間も無

く熊本も平定し、萩も静りければ、私學校黨も何事なくて止みたり。其後も此人々は申し合せて、事ある日は朝廷の爲に、應分の力を盡すべしと、時々集會するに聞えしかば、平田も大に其志操を感じ、歸縣せしより會日ごとに其席に與りしとぞ。

斯くて一月十二日に、菅井も谷山へ着しければ、平田は尋ね行きて、郷中の模様を始め、并に前の人々が忠義の次第をも語りければ、菅井も深く敬服し、心強しとて喜びおける。夫より後は、朋友を集めて大義を談じ、名分を論じて、匡濟の術にのみ苦心しけるが、二月三日の朝、菅井より、俄に面談したき事あれば、即刻佐藤何某（菅井の兄なりと云ふ）の宅に來會ありたしとの事ゆゑ、平田は、使と共に馳せ行きしに、堀興憲をはじめ五六人の朋友も其席に在り、坐定りて、菅井は平田に向ひ、昨日私學校黨が彈藥を奪ひし一條を、探り來りし次第（菅井の條に委し）を物語り、此上我等の變に處するは、如何すべきと談合すれば、平田は席を前んで菅井に申しけるは、最はや官庫へ亂入して政府の彈藥を掠奪したる以上は、分明に國賊なり。御身は少しも擬議せず、上京して變を上られよ。我は跡に止て彼等の爲ん様を探り、同志と共に力を合せ、王師の downward を待て一番に馳せ加はり、快く奮戦すべし。若し不幸にして賊中に陥り、脅迫せらるゝに至らば、只潔く斬られて死すべきのみと、思ひ切たる勢ひに、菅井も其剛毅に感じ、然らば我は早く上京すべしと、衆議一決しておのゝ宅へ

歸りしが、其夜堀、古垣、兼成の三人が、平田の宅へ尋ね來り、假令私學校の輩が暴發して我等を脅迫するも、従はざるの一言と共に首を斬らるべし、義の在る所に死すること、世に快き事は無かるべしと語り合ひ、高々と笑ひ興じて立別れけるは、剛なる振舞とこそ申すべけれ。

翌三日の早朝に、平田はまだ寢床に臥し居りしが、忽然と表の方より、郷中の巡査を先に立て、數十人の私學校黨、群々と平田の寢間へ込み入り、驚き覺むる處を打ち据ゑて繩をかけ、其まゝ庭上へ引出して、大雨の中に笠をも與へず、無二無三に郷中の區長役所に引立て、傍らなる竹垣に縛り付けたり。平田は先刻繩を強く打れて、疵を受けしかば、血汐流れて眼に入り、目も眩むばかりなる上に寢衣のまゝにて繩に掛りたれば、帯も緩み前もあらはに成りて、下部の折々見えて見苦しければ、帯を締め直し呉れよと云へど、暴徒等は眼を怒らし、ナニ罪人の身として、着物の風體も入ることかは罵り辱かしめ、頓て區長が附添ひ、疵に惱む平田は、打ち敵かれながら、鹿兒島の第一分署に送致せられける。

斯く歸省の警視官並に諸生の人々は、残らず捕縛せられて、鹿兒島城下の警察署に送られしが、中にも中原はいち早く二月三日に警察署へ着し、暫らく三疊敷ばかりなる一間の柱へ繋がれ、如何するやらんと思ふ間も無く、再び二三人の暴徒が入り來り、汝にお尋の次第あり、此方へ來れと繩を取り

警察署の調所へ引立て、眞中に押据ゑて暴徒は左右に扣へ、正面には調役として中島健彦、宮内俊介の二人が、椅子に寄り居たり。頓て中島は、中原を吃と見やり、如何に中原、汝は此度大膽にも、西郷大將を暗殺せんが爲に歸國したるよし、有體に白狀すべしと、思掛無き詰問に、中原は大に驚き、是は存じも寄らぬ事を承る者かな、我等の歸省せしは餘の儀に非ず、兩親の病氣を看護の爲なりと、言はせも果す、其奴強情なり、並々にては白狀すべからず打てと云ふ聲の下より、棒を以て面部手足の嫌ひ無く、打に打ち据ければ、何かは以て堪るべき、中原は手足とも數ヶ所の疵を受け、血汐は流れて板の間を浸し、其まゝ其所に悶絶すれば、暴徒は立掛りて水を飲ませ、再び歸省の次第を責め問へど、中原は只今云ひたる如くにて、他の仔細なしと答ふるのみなれば、中島等は立上りて、調所を出にけり。暫くして小使の如きもの入り來り、水を飲せ飯を喰はせなどして立去りしが、再び中島、宮内の兩人は、調所へ出來りて中原に向ひ、先刻より數度の糺問に、未だ白狀に及ばず、抑も汝は伊集院に於ては、名望もある者にて、今日僅の家事の爲に、歸國すべき奴にあらず、察するに汝は川路が内命を受け、共に歸省したる警視官の巨魁なるべし。原來汝等の歸省せしは、誰の許可を受けたるやと、大聲に怒鳴りければ、中原は餘かに、我等の歸省せしは、長官の許可を受けたるなりと答ふるに、然らば長官とは川路なるか、汝の口にて云はれねば、手足から打出して見せんすと、又も散々に

打据ゑて、其日は調所を下げにけり。

夫より五日までの内に、呼出しては拷問すること、前後八度に及びたるが、其八度目には、兼て奪ひ取りたる中原が所持の手帳を持出し、此内に記したる數人の連名は如何なる譯ぞと詰るを、是は共に歸省したる同列の名前にて、先きに此度の歸省は、親の看病の爲なりしと云ひしが、實は云々の素志にて、此數人が申し合せ、親戚朋友をして、方向を誤らず、大義名分を知らしめんが爲なりと答ふ暴徒さもは眼を怒らし、憎き詞を吐く奴かなと、無二無三に打ち續けて引出し、元の如く分署の柱へ縛りつけ、此日の調べを止めける。

是を始として、菅井、野間口、末弘、園田等の四人、並に大山等五人の諸生を、替るゝに調所へ引入れ、五體も碎くるばかりに拷問して、罪に服さしめんとすれど、何れも義心鐵石の如く、假令身を拷杖の下に打殺さるゝとも、譴誣の罪に伏すべきかと、打れては悶絶し、甦りてはまた打れ、血は流れて白洲の板の間を浸し、手足腹背ともに疵を受けざる所なければ、少しも屈せず、抗言して止まざれば、後には暴徒も持て餘し、呼出しもせで只檻倉の内へ繋ぎ置きけり。

斯くて二月六日の午前十一時ごろ、一人の醫者が檻倉へ入り來りて、二十人の疵に膏藥など貼り、間もなく四五人の暴徒が、中原と菅井の兩人を引出し、大聲にて、汝等が首を上町邊に斬るべし。其

膽こそは斯く申す拙者が決り取りて、十分に服すべしと云へば、一人の暴徒は、否々左はさせまじ、此奴等ほどの強情者の膽こそ、服して効驗あるべし。拙者こそ申受て、美事に掴み出して見せんと、互に言ひ争ひながら、縣廳より七八丁ばかりも隔たりたる、獄屋の構内まで引き行き、此處こそ汝等が覺悟の場處なりなど云ひ威せしが、また元の分署へ引き歸りて柱に縛り付け、暫くして調所へ引出し、汝の口供なり、謹んで承れと云ひながら、讀下すを聞くに、終りに至りて、川路大警視の命を受け、私學校を離間せしむるとの語ありければ、中原も菅井も、其は何事ぞ云ふ間もなく、左右より兩人の手を取りて、拇に墨を附け口供に押當て、其まゝ外へ引出したり。此時菅井の少しく見知りたる小使ありて、水を汲み來りて菅井に與へければ、菅井は之を飲み、我は義の爲に潔く死に就くなりと、死後に家兄に傳へ呉れよと云へば、傍より暴徒が、此奴は未だ棒が足らぬと見えたりなど、語り合ひて、先刻連れ行きし獄屋に送りて繋ぎける。

今夜こそ斬るならめと、兩人も覺悟してありしが、其夜は何事も無く、翌八日午後五時ごろ、菅井園田を始め、十九人の者どもを第四課より、呼出しなりとて悉く獄屋の外に引出し、中原一人を残せしかば、中原は心中に、扱は此輩は斬らるゝと覺えたり。然るにても我を取り殘せしは、名簿に書漏せしものならん、頓て心付て引出すべしと思ひ、同獄の罪人に向ひ、汝等我を抱起して、其所に残り

し飯を喰はしむべし。刑場に臨むに、足の遅きは見苦しき者なりと云へば、同獄の罪人どもは、如何にも尤なりと抱き起して飯を喰はすれば、中原は喰ひ了りて、お蔭にて心地清々しく相成りたり。此様子なれば立派に刑場に歩み行くべしと勇み立ち、今や遅しと待掛しが、先日よりの拷問に、身内に疵を負ぬ所も無く、心神疲れたる時なれば、思はず眠りを催ほし、柱に倚りてウツラ／＼と眠り居し折から、獄屋の外より大聲に、同獄の罪人に向ひ、其奴を打起せと叫びながら、一人の暴徒が入り來り、中原を引起して、汝が申立は悉く偽りにて、同列の者とは正しく相違せり。依て是こそ眞の口供なりと云ひさま、讀聞せもせずして、拇印させんとするにぞ、中原は大に怒り、無法と云ふも程こそあれ、一體汝等が調べは、糺問ならで打擲なり、夫故に斯くは言語の相違せるならんと、云はせも果す、不届なと無理に縛りたる手を捉らへて拇印せしめ、其まゝ獄屋を立去りたり。

暫くして菅井、末廣、園田をはじめ十九人は、一同に歸り來りて中原に向ひ、今日我等第四課にて申渡したる口供に、西郷大將を暗殺云々の事ありしかば、何れも口を極めて抗言せしに、多勢の暴徒左右より押へ附けて、拇印せしめんとす。されども先日よりの拷問に手足はきかず、殘念ながら防ぐに力なく、おめ／＼と拇印をさせられたり。固より暴悪無道とは云ひながら、斯る冤罪に罹るこそ、實に口をしきことなりと云ひながら、憤怒胸に迫り來て血涙眼に充ち、齒を切ひしぱりて怒りしかば

中原も、去ればこそ先刻我口供の相違せしとて、再び搦印せしめたるは、俄に言を設けて暗殺とせしならん。今は幾度云ふとも詮なし、只刑場に臨んで潔く斬らるべきのみ。思ふに明九日は陰曆の十二月二十七日にて、此日は舊曆のころ斬罪を處せし當日なれば、明日こそ必定斬らるべしと、待てども其事なし。扱は出陣の日に、軍神の血祭りにとて、斯くは延引するならんと、日々に死を待つより外なかりしが、四五日を経て、日々に幾度と無く見廻りし私學校黨は、一人も來らざれば、大かた出陣せしならんと思ひ、此上は政府の軍艦鹿兒島に入るの目こそ、我等の死期なるべしと語り合ひけり。

其後一人の罪人、新たに入獄しければ、一同に娑婆の景況は如何にぞや尋ねしに、其罪人は答へて、西郷はじめ私學校黨は、御身等が口書を名とし、既に肥後の方へ打て出たり。然るに政府は分裂して二派と成り、東京の巡查は悉く辭表を出し、西郷は戦はせしめて熊本を取り、今頃は既に大阪へ達せしならんとの風聞を承りたりと申しければ、何れも齒を切りて、政府何ぞ此叛賊を誅するの威力なきや、熊本鎮臺は何等の卑怯者が駐營せしぞ、斯くて西郷が大權を奪ふに至らば、我等は終に生路なし、其故いかんとなれば、其軍を出すの名は我等の偽口書なり、我等の命を免るさば、其冤を他に訴へ、彼をして信を天下に失はしむべければなり。今は何と云ふとも其甲斐なし、只天の照覽に任すべきのみと、悲憤の涙に咽びける。中にも大山等五人の諸生は頻に歎息して、我等は未だ川路、大久保

の兩氏と面を合せ詞をかはしたることさへ無きに、内命を受けて刺客と成りしなど、知らざる人は之を信じ、荆柯弄政の流とせられ、天下後世に羞辱を遺すこと、返すくも残念なりと、憤怒に堪はず、數日の間は飯をも喰はで居たりける。

其後二月廿六日に成りて、廿人にも縣廳内へ新たに設けたる獄屋に移されしが、其月は獄中に過ぎて、三月十日と云ふに、遙に前の濱の方に當りて、行軍の喇叭風に従つて獄屋に聞え、段々と此方へ近づくゆゑ、獄屋の者どもは互に顔見合せ、扱は新入りの囚人の云ひける如く、西郷は熊本より長驅して大阪に入りたるより、最はや大兵を要せざるが故に、一隊の兵を小倉邊より歸し、只今濱に上陸せしならん。然れば死するは今日と覺えたり、幾度云ふとも同じ事なれど、斯る兇惡の賊手に掛り恨を呑んで地下に入ること、天か人が將た命かと、覺えず血涙に袖を沾しけるが、暫くして獄番の者一人來りて、廿人の姓名を聞き、一々手帳に書付くるゆゑ、案の如く引出して斬る爲ならんと、互に目をくばせて心中に覺悟し、高聲に詩歌などを吟じて待ち居たるに、獄番は姓名を記し終ると、直に表の方へ出去れり。今日も斬らざるかと怪しみしが、午後一時頃になりて、數名の役人獄屋の外へ來り、一々姓名を呼んで引出し、悉く一所に纏め、表の方へ拘引するにぞ、中原を始め廿人は、少しも怖るゝ色なく濶歩して獄門を出で、久々にて天日の光を仰ぎ得たりと、向ふを屹と見やればコハ如何

に、鎮臺兵並に警視の徽章を付けたる数千の兵卒、整々として門の左右に並み居たり。

餘りに思ひも寄らぬ事なれば、廿人も夢にはあらざるかと、暫しが程は呆れ感ひ、茫然として居たりしが、頓て 勅使下向ありて、廿人の者ども悉く官軍へ御受取りに相成る旨を申渡され、何れも感涙を流し、萬死を出で、一生を得たるを喜び、深く 天恩の忝けなきを謝し奉り、直に勅使の命に依りて、港内に停泊せし神奈川丸へぞ乗り込みける。船中にて是こそ御身等が口供なりとて、賊魁等が觸れ示せしなりと、一編の活版にて摺りし小冊を見るに、果して西郷大將暗殺云々の語ありければ、いよ／＼憤怒に堪へざりける。

夫より長崎大阪を経て、三月廿二日恙なく東京へ到着し、遂に大審院な 臨時裁判所に於て、大山綱良の引合として、事の始末を訊問ありければ、爰に始めて賊徒の讒誣に罹り、其口供の虚構に出でたるは明白に知られ、天下の人民も益々西郷以下が兵を擧るの名なきを了知し、良民の公敵たるを知るに至りたり。

嗚呼、蘇子卿が匈奴に使せし日、旃毛を大窖の中に噛み、伊企儼が新羅に擒れし時、虜主を一言の下に辱しむ、寔に此等の人々が、斯る虚難に處して、毫も其志を屈せず、叛賊に抵抗して拷杖の下、牢獄の底に悲憤せしも、終に 勅使の下向に逢ひ、萬死を出で、其節を全うする事を得しは、類ひ稀

なる事にぞありける。(通俗遭難記實終り)

3

2

◇規定

- 一、此パンフレットは毎月三回発行、平均百頁以上の小冊子として會員に限り頒布す
- 一、會費は毎月分金二圓とし、半ヶ年前納は金十一圓に割引し、一ヶ年前納は更に金廿圓に割引す
- 一、會員には革新時報を毎號無代にて送呈す
- 一、註文は總て前金とす
- 一、見本希望者は金五十錢拂込のこと

【載 轉 禁】

昭和二年四月一日印刷
昭和二年四月五日發行

非賣品

發行兼編輯者 越川 貞一
東京市下谷區上野櫻木町二十九番地

印刷者 佐藤 磨
東京市神田區松下町七番地

印刷所 明治印刷株式會社
東京市下谷區上野櫻木町二十九番地

發行所 革新時報社出版部
振替東京六九九四三番
電話下谷七二番

會員 每月分三冊
會費金二圓

終

